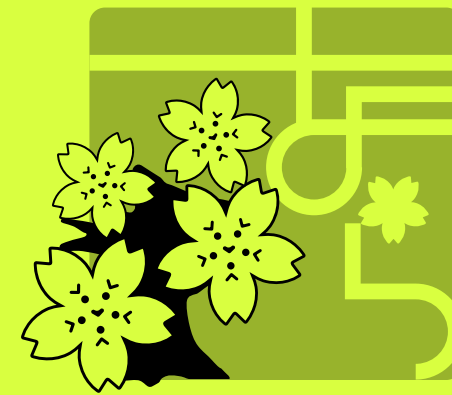


奈良県理学療法士協会 会誌 No.24 2018

公益社団法人奈良県理学療法士協会

奈良県 理学療法士協会 会誌



No.24, 2018

公益社団法人 奈良県理学療法士協会

Contents

※巻頭言	西田 宗幹 副会長	1
※理学療法士になって		3
この春定年退職を迎えて		5
※各部・委員会の活動紹介		7
※協会の活動紹介		29
※院所・施設紹介		33
※平成29年度受賞者紹介		35
※（公社）奈良県理学療法士協会 定款		37
※（公社）奈良県理学療法士協会 規定および申し合わせ事項		49
※（公社）奈良県理学療法士協会 組織図		75
※（公社）奈良県理学療法士協会 施設一覧名簿		77
※（公社）奈良県理学療法士協会 役員・部員・委員名簿		93
※編集後記		

卷 頭 言





巻 頭 言



副会長・社会局長

西田 宗幹

この会誌が発刊される頃には、医療報酬・介護報酬同時改定に対する各院所のシステムが整理され、すこしほっとしている状況でしょうか？今回の改定において医療では地域包括ケアシステム構築に向け入院から退院、そして介護までシームレスな連携を実施する事、質の高い医療を提供する事など「連携」と「質」を重要視している事が分かります。

介護でも、地域包括ケアシステムの推進とサービスにおける質の向上に向けた評価・取り組みに対するものが中心になっている特徴があります。リハビリテーション（以下リハ）視点で見た医療介護連携においては、急性期から生活期まで一貫したシームレスなりハサービスが提供出来るように、リハ実施計画書の様式が医療・介護で同一のものが導入されました。しかし、医療保険においてリハ総合計画料を算定するには、新しい様式に決められた事項を追加しないと算定が不可であったり、介護保険事業所では決められた様式で情報を提供して頂くと初回の計画書として利用できるが、リハマネジメント加算など積極的なリハ職の介入を行っているところではさらに帳票を追加しないと算定できないなど、効果的な連携、業務量の改善などには今ひとつ効果的ではないことがあげられます。

でも、なぜこのようなことを国は導入したのでしょうか？そうです、理学療法士などリハ専門職に期待はしているけど、効果的・経済的な提言が出て来ていない。だから、国の方で制度を作って、もっと質的にも経済的にも効果のあるものに変化させていこうというものである事が推測されます。

そのため、我々は今一度利用者視点に立って、制度に無いものでも私たちからもっと利用者やその家族にとって良いと思えることを実践・発言していくべきです。「理学療法士に関わってもらって良かった。」と様々な場面で言っただけになる必要があります。「社会にとって必要な専門職」と県民の皆様に使っただけのことは、我々が理学療法士で居続けることに必要なことです。

茨城県で「シルバーリハビリ体操」を作成し、介護予防システムを作られたリハ医の大田先生は、ある学会で我々リハ職種に向かって「自分達の職種を守る為には、1年で1日だけでいいから介護予防活動など治奇異の方々の為に自分の休日を使って下さい」と述べられました。士会員全員が年間で1日だけでも地域活動に協力いただく

と、365日県内のどこかで、理学療法士が2～3名活躍している事になります。この活動がどれほど県民の皆さんに向かったのアピールになるか皆さんも考える事が出来ると思います。そのような活動が出来る様に協会では「地域包括ケア推進リーダー導入研修」や「介護予防推進リーダー導入研修」、「理学療法フェスタ」、「災害支援に対する研修」、「企業との地域活動事業」など様々な研修や事業を実施して行きます。

「理学療法士」を守る為には「理学療法士」が「理学療法」を使って、その必要性をアピールし続けることが重要で、県民にとっても我々にとってもプラスになるよう、皆さんの力をこれからもお貸し下さい。

理学療法士になって



理学療法士になって

奈良県地方独立行政法人

奈良県西和医療センター リハビリテーション部

理学療法士 山田綾美

・理学療法士を目指した理由

高校2年生の時、進路をどうするかクラス選択もあったので悩んでいました。私は小さい頃から体を動かすことが好きで、将来の職業は事務職ではなく体を動かす仕事で、1度しかない人生を誰かの役に立てるものがないなあと漠然と考えていました。ちょうどその頃、毎日畑に行き、バイクで野菜を届けてくれていた祖父が転倒して、腰椎圧迫骨折を受傷し、臥床期間が長くその間に筋力低下してしまい、車椅子生活になってしまいました。あんなに元気だったのに、大好きな畑仕事ができなくなり「もうあかんわ、生きてることがしんどい。」とよく口にするようになった祖父ですが、ある日をきっかけに前向きになっていました。尋ねると、デイサービスを利用してリハビリテーションに週3回通っているとのことでした。「そこで今日はこれだけ歩いた」など報告してくれるようになりました。この話を聞いたとき、もう一度やる気や元気を与えられる職業って素敵だなと思い、自分の進路を決めました。

・今頑張っている事

実習の時とは違い、実際に何人もの患者さんを担当する毎日であつという間に1年が過ぎました。治療をすすめていく上でわからないことや疑問だらけの日々で、先輩方に相談して一緒に治療場面をみてもらってアドバイスを頂いたり、勉強会で学んだことを実践しています。

また、1年目は主に整形疾患・心臓リハビリテーションを中心に担当していましたが、2年目は、脳血管疾患を担当する予定なのでそれに向けて知識をしっかりと頭に入れ、実践で治療についても学んでいきたいと思っています。そして身に着けた技術・知識にさらに磨きをかけていきたいです。

・理学療法士になって今思う事

経験もまだ1年で知識不足でもあり先輩方に頼ってばかりの毎日ですが、患者様のモチベーションを上げることを意識しており、それに応えてもらえた時はすごく嬉し

いです。リハビリテーションの中で患者様の笑顔をみたり、少しずつでも良くなっていく姿をみると理学療法士の道に進んで良かったと本当に思います。また、そう思わせてくれる職場環境、職業と出会えて私は幸せ者です。

1人1人の問題点をしっかりと見極めて、何が1番適した治療・方法なのかをしっかりと判断し、その人にとって最善のリハビリテーションを提供できるように、また1回でも多く患者様の生きがい、笑顔、リハビリが楽しみという気持ちを引き出せるような理学療法士になれるようにこれからも頑張りたいです。

この春定年退職を迎えて

下出 好夫

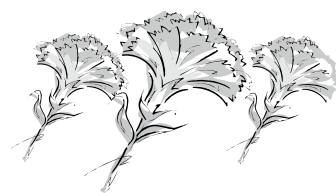
去る3月31日奈良県内で定年退職を迎えさせていただきました。これも私を知る人にはお世話になり紙面をお借りしてまずはお礼を申し上げます。19才の時に元日本理学療法士協会会長中屋久長先生の面接で養成校に入学し同じく学校の先輩で奈良県士会（現奈良県理学療法士協会）会長でした門脇明仁先輩のいる奈良県に就職し40年近くPTの世界に浸り現在もPT（理学療法）に携わっていることは幸せなことです。特にお二人には心より感謝申し上げます。

入職当時奈良県では私が10人目の理学療法士で奈良県士会では会員すべてが役員でした。現在なんと1,000人をはるかに超えて当時予算規模10万円がそれも100倍超えとなっています。世の中はコンピューターが出現し、今はポケットに入れて持ち運べる歩く通信パソコン時代と変化してきました。人口100人に一人がPTの時代はやってくるのでしょうか？定年を迎え現役の方々に前向きなメッセージを送りたいのですが、変化がめざましいこの時代では考えれば考えるほど良い言葉が見つかりません。

少し仕事とは離れますが、年も60となりますと体力の低下と共に生きがいと言いましょうか趣味も減ってきます。近頃は自称エコピープルと自覚し環境に優しい生活をして土日曜日は畑仕事をいそしんでおります。野菜、果物作りは1年1年の繰り返しです。年に何回か草刈りも必要です。例にもれず鳥獣害にも見舞われております。世話をせず放任すればもちろん思うほど収穫はできません。

そこで長いPT人生と野菜、果物作りと比較することは無理がありますが自分に足りなかったことが見えてきたりします。時に応じた時に準備と土作り、種をまき肥やしをやり、なお世話を怠らず。そして収穫を喜ぶ。私はその時々々の行程一つ一つに十分自分なりのこだわりが足りなかったと少し反省しています。

現役の皆さん40年とは言わず一生涯のPT稼業ですから継続は報われると信じてその時々々の土作りと世話に頑張りすぎず怠らずそして時に美味しい水と肥料を与えて一つの人生ですからこだわりのある実り豊かな収穫を目指してください。



協会各部・委員会の活動紹介



協会各部・委員会の活動紹介

総務部

総務部の仕事には「何でも屋」のイメージがありますが、当会における総務部の具体的な業務内容は、講師派遣依頼・後援承諾・県提出書類などの公文書の作成・管理、理事会管理、総会の企画運営、各部・委員会活動の把握、備品管理などがあり、まさに何でもやっております。あまり表にでる業務ではありませんが、公益法人を陰で支えている部の一つです。中でも年に1度開催される定期総会は、当会が公益法人として成り立つためには非常に重要なものです。若い会員の方にはとっつきにくい印象があるかもしれませんが、当会の運営の一端を知ることができますので、一度足を運んでみませんか？もちろんベテラン会員の方のご意見もお待ちしております。

また、現在2名の事務職員さんに勤務していただいております。主に事務局の業務を行っていただいておりますが、お二人とも法人の業務をよく理解して下さっており、非常に助かっています。事務局の仕事だけでなく、その他部・委員会のさまざまな複雑な作業もお願いしています。このお二人も当会の大切なスタッフです。

当会が公益法人として存在していくためには、会員の皆さまのお力も必要です。当会からの事務的手続きに関するお願いに対しては、どうかご協力をよろしくお願いいたします。

【第25回定期総会】



会員管理部

部の名称ごとく県協会の情報管理に関する事業を中心に以下の事業を行っております。

- ① 会員管理事業（入会・異動・休会・退会・復会）
- ② 会員名簿作成事業
- ③ 挨拶状送付事業
- ④ 郵送事業
- ⑤ 慶弔に関する事業
- ⑥ その他

各種申請（入会・異動・休会・退会・復会）は日本理学療法士協会ホームページ内の【マイページ】よりログインし、ご申請頂きますようよろしくお願い致します。

マイページアドレス <https://mypage.japanpt.or.jp/jpta/my/myLoginKaiin.html>

財務部

財務部では以下の業務を5名の部員と事務員さん、顧問税理士さんの協力のもとで行っております。

活動拠点は橿原市子ども総合支援センター（橿原市白檀町）です。

- ① 財産・会計業務
- ② 予算・決算業務
- ③ 会費徴収業務
- ④ 資産管理業務

平成25年度から公益社団法人に移行し、顧問税理士さんに適宜指導をいただきながら進めています。

会員の増加と公益社団法人移行に伴い、業務も煩雑となってまいりました。会費徴収業務が円滑に進むように協会指定のクレジットカード（楽天）での会費納入を宜しくお願い致します。

福利厚生部

福利厚生部部长 細川彰子

日頃は厚生部事業へのご協力ありがとうございます。

福利厚生部の活動としては、①新入会員歓迎会、②PT・OT・ST 合同ボウリング大会、③新年会④橿原 RUN×2 マラソン大会参加、⑤傷害保険の管理などの事業を企画・運営しました。

新人歓迎会や新年会では会長をはじめとする理事の先生方や他病院の新入会員同士横の繋がりを作るきっかけ作りを、新年会では更なる親睦を深め、ボウリング大会では他病院のスタッフと和気藹々と交流するなど奈良県におけるセラピストの縦や横の関係作りに一役かっています。

今年度はようやく橿原で開催されたリレーマラソン大会に出場することが出来、奈良県の多くの病院・施設の方の参加がありました。来年度も奈良県での参加を予定しております。皆様のエントリーお待ちしております。

28年度も新たな厚生部事業を模索しています。「こんなことをして欲しい!!」「こういう事業があったら参加したい!!」等ご意見あればお知り合いの厚生部員にお伝え下さい。

皆様の参加あつての福利厚生部事業ですので、横の繋がりを作っていく意味でも奮ってご参加の程よろしくお願い致します。

新人歓迎会



マラソン大会



ボウリング大会





厚生部員 (平成 29 年 4 月 1 日現在)					
部長	細川 彰子	(済生会中和病院)			
部員	丸岡 満	(天理よろづ相談所病院白川分院)	部員	赤壁 知哉	(市立奈良病院)
部員	本田 拓馬	(済生会中和病院)	部員	金光 智史	(市立奈良病院)
部員	森本 宗之	(訪問看護ステーションかしの木)	部員	由良 嘉啓	(西ノ京病院)
部員	中辻 裕一	(済生会中和病院)	部員	酒井 康之	(済生会中和病院)
部員	麻 早苗	(山の辺病院)	部員	日置 智香	(山の辺病院)

28 年度 福利厚生部 年行事

1) 新入会員歓迎会

開催日時：平成 28 年 6 月 12 日 新人プログラム後に「かにの家」にて開催

2) ボウリング大会 (OT 士会、ST 士会合同)

開催日時：平成 28 年 11 月 4 日 「レインボーワールド橿原店」にて開催

3) マラソン大会参加

開催日時：平成 27 年 11 月 27 日 橿原 RUN×2 マラソンに参加

4) 新年会

開催日時：平成 29 年 1 月 14 日 「ごきげんえびす 大和西大寺店」にて開催

医療保険部

医療保険部の活動は、医療保険に関する動向について、ホームページや情報交換会を通して情報の提供や共有することを活動の目的にしています。

厚生労働省、日本理学療法士協会、奈良県理学療法協会会員などから得た情報の中から、必要な内容を選んでホームページに掲載しています。

また、2年ごとの診療報酬改定の際には、情報交換会を開催し、できるだけ正確な情報を共有できるようにしています。

皆様からの問い合わせにも対応していますが、正確に返答するには根拠となる資料等を準備する必要がありますので、FAX（高井病院 リハビリ室 江村 FAX:0743-65-5616）にてお問合せ頂ければ後日、電話、メール等にてご連絡させていただきます。

医療保険に関する情報をできるだけ早く、正確に伝えるように心がけていますが、皆様からの問い合わせや、情報はさらに貴重な資料となりますので、お気軽にお問い合わせください。

【開催行事について】

日 時：平成30年4月25日（水） 19：00～20：40

場 所：奈良県社会福祉総合センター

内 容：「平成30年度 介護報酬・診療報酬改定に関する情報交換会」

介護保険部

会員の皆様、平素は介護保険部の活動にご理解とご協力を下さり、ありがとうございます。

介護保険部では、介護保険分野のリハビリテーションに関する「情報収集および情報提供またはその相談窓口」「情報交換会や勉強会等の研修事業」を主な責務とし活動しています。

今年度は診療報酬改定と介護報酬改定の同時改定があり、4/25は医療保険部と合同で「情報交換会」を開催し、多くの会員の皆様に参加頂き、盛会のうちに終える事ができました。

また近年は地域包括ケアシステムの推進に伴い、当会の地域包括ケア推進委員会との連携や住み分けも図りつつ、会員の皆様はじめ地域の方々や介護福祉医療の多職種に向けても連携を図りながら、公益性の高い事業を継続できるよう努めて参りたいと考えています。

最後に会員の皆様からのお問い合わせ・ご意見等ございましたら、メールにて承ります。お気軽にご連絡下さい。（介護保険部 narapt.kaigohokenbu@gmail.com）

【昨年度(平成29年度)事業実績】

1) 情報交換会

日 時：平成29年8月3日(金) 19時00分～21時00分

会 場：済生会中和病院 東館1階 第4会議室

テーマ：「今！一度考えよう、家に帰るということ ～病院在宅それぞれが求める事～」

講 師：後藤 総介 氏 (天理よろづ相談所病院 リハビリセンター 理学療法士)

高橋 久子 氏 (済生会中和病院 副看護部長)

野田 文平 氏 (済生会中和病院 リハ科主任 地域包括ケア病棟理学療法士)

参加者：60名 (会員44名 非会員16名)

2) 第8回奈良県訪問リハビリテーション実務者研修会

日 時：平成30年1月21日(日) 9時30分～15時30分

平成30年1月27日(土) 12時30分～17時00分

会 場：橿原市リサイクル館かしはら 3F 研修室 A・B

内 容：(1/21)「地域におけるリハビリテーション専門職の在り方を考える ～同職種連携～」

講 師：木村 圭佑 氏 (日本福祉大学 実務家教員 理学療法士)

山口 羊一 氏 (平成記念病院 リハビリテーション課課長 言語聴覚士)

河野 隆 氏 (ユウティエー訪問看護ステーション 作業療法士)

内 容：(1/27)「介護予防・日常生活支援総合事業や地域資源をどう活かすか？」

講 師：高塚 美和 氏 (三郷町健康福祉部健康課 課長補佐 社会福祉士)

弓戸 利文 氏 (河合町社会福祉協議会 社会福祉士)

今西 綾 氏 (広陵町福祉部介護福祉課 係長 保健師)

参加者：56名 (会員10名、非会員46名)

第6回介護予防推進セミナー

日 時：平成30年3月3日(土)14時～16時30分

会 場：ならまちセンター 3階 第2・3会議室

内 容：「総合事業&地域ケア会議にいざ参画！

～自立支援の視点からリハ専門職が果たす役割とは？～」

講 師：竹村 仁 氏 (白柝市医師会立コスモス病院リハビリテーション部室長)

参加者：9名 (会員8名、非会員1名)

【今年度(平成30年度)事業】

日 時：平成30年4月25日(水) 19:00～20:40

場 所：奈良県社会福祉総合センター

内 容：「平成30年度 介護報酬・診療報酬改定に関する情報交換会」

参加者：59名 (会員58名、非会員1名)

介護保険部員 (11 名)

(H30/4/1 現在)

	氏 名	所 属
部長	堀 義範	訪問看護ステーションかしの木
副部長	堀田 修秀	介護老人保健施設鴻池荘
部員	上田 浩司	エール訪問看護リハビリステーション
部員	浦上 貴仁	介護老人保健施設ウエルケア悠
部員	大西 繁	介護老人保健施設ルポゼまきの
部員	河合 成文	訪問看護ステーションみそら
部員	櫻井 公統	介護老人保健施設アップル学園前
部員	中川 勝利	訪問看護ステーションみそら
部員	中谷 充志	喜多野診療所
部員	野口 寛	訪問看護ハッピーリハビリ & ナースステーション
部員	細川 彰子	済生会中和病院



社会福祉部

社会福祉部は、社会資源を中心とした情報収集と情報提供を主な責務として、部長・部員合わせ7名で活動しています。

奈良県理学療法士協会ホームページ上に、「社会福祉部便り」として、障害者総合支援法を中心とした各疾患別の内容を掲載して頂いております。平成30年4月1日に障害者総合支援法の改正があり、ホームページにも掲載しておりますので以下のURLを御確認頂ければ幸いです。

<http://narapt.jp/news/k=433> (平成30年4月1日改正内容)

また部員も募集しております。専門分野の違う個性あふれたメンバーと一緒に勉強しながら活動をしていきませんか？興味がありましたら、eichan_seibu@yahoo.co.jp (榮崎) まで、ご連絡お願い致します。

研修部

研修部では、研修会の企画・開催と理学療法士講習会の開催をしております（共に年2回）。理学療法の分野が多岐に広がってきておりますので、研修会ではテーマの偏りがないように各回、様々な分野で活躍されている講師に講演をお願いしています。通常の研修会であれば高額な参加費が必要な講演を、会員であれば千円というお手頃価格で受講できることが最大の魅力です。

理学療法士講習会では「エビデンスに基づく脳卒中理学療法評価と治療」「吸引の基本と実際（人工呼吸器を用いて）」を毎年、開催しています。理学療法士講習会は応用的なものから実技を含めたものなど翌日より臨床で役立つように工夫された内容になっています。会員の皆様が自らの専門性を高め、良質なサービスおよび学識の向上に貢献できるよう、今後も企画・運営に努めていきたいと思っております。会員の皆様も奮って研修会・理学療法士講習会へ参加していただきますようお願い致します。

なお研修会・講習会では当日の受付作業を簡略化するために、事前にホームページにて申込+決済まで実施することになっています。また開催を案内するために「お知らせメール」の活用を行っておりますので、ご登録がまだの方は登録の手続きをよろしくお願いいたします。今後も会員の皆様により良い研修会・講習会を提供出来るように、尽力してまいりますので、ご協力の程よろしくお願いいたします。

最後に、研修部では随時部員を募集しておりますので、ご興味ある方は気軽に下記まで連絡下さい。

問い合わせ先：平成まほろば病院 リハビリテーション課
萩原 輝郎（はぎはら てるお）
メールアドレス：ariction321@gmail.com

【研修会の開催風景】



学術誌部

学術誌部では、学術誌「奈良理学療法学」を年1巻発刊しています。部員5名で投稿論文の募集、管理、編集作業を行っております。昨年度も2018年3月31日付で奈良理学療法学を無事発刊することができました。「奈良理学療法学」は投稿された学術論文、奈良県理学療法士学会の特別講演や教育セミナーの記事、学会誌原稿で構成されております。「奈良理学療法学」の発刊を通して会員、会員外の先生方で専門的知識を共有し、学術団体としての質の向上につながればと考えております。是非、会員の皆様方の研究活動の成果をご投稿いただけますようよろしくお願い申し上げます。多くの投稿を是非お待ちしております。

「奈良理学療法学」投稿規定

<https://mol.medicalonline.jp/archive/toukoukitei?jo=dz3nrphy>

選挙管理委員会

選挙管理委員会は委員長を含め3名の委員で構成されており、日本理学療法士協会における代議員選挙ならびに奈良県理学療法士協会役員改選において活動しています。今後も選挙に携わる上で公平無私な立場で首尾一貫した姿勢を貫き奈良県理学療法士協会の代表となるべく役員選挙に微力ながら貢献していきます。

地域包括ケアシステム推進委員会

地域包括ケアシステム推進委員会では、地域包括ケア推進リーダー制度に関する導入研修や指定事業の開催、また作業療法士会・言語聴覚士会と連携しながら地域ケア会議や介護予防事業に参加できるネットワークづくりや活動推進を行っています。

推進リーダー育成に関しては、日本理学療法士協会のホームページを参考にさせていただきたいと思いますが、推進リーダー取得のためには、新プロ終了後に推進リーダー登録にエントリーしていただく必要があります。その後、eラーニング・導入研修・指定事業を終了すると、推進リーダーとして登録されます。

現在、奈良県理学療法士協会として設定されている士会指定事業は、

【設定している士会事業】

	事業名
①	奈良県学会運営スタッフ
②	公開講座運営スタッフ
③	スポーツメディカルサポート運営スタッフ
④	3団体訪問リハビリ実務者研修運営スタッフまたは修了者
⑤	専門領域勉強会運営スタッフ（本会共催のみ）
⑥	新人研修運営スタッフ
⑦	なら介護の日運営スタッフ
⑧	地域包括ケア・介護予防推進リーダー研修会運営スタッフ
⑨	奈良県士協会主催の研修・講習会（新人教育プログラム、理学療法士講習会等）
⑩	奈良糖尿病デー
⑪	地域ケア会議参加者（日時、場所、内容を所属長のサイン・確認の上、申告）
⑫	介護予防事業参加者（日時、場所、内容を所属長のサイン・確認の上、申告）
⑬	その他、理事会が認めた事業

奈良県理学療法士協会会員が対象があります。運営スタッフは当日スタッフも含まれますので、積極的に参加していただければと考えています。また、奈良県理学療法士協会では、推進リーダー以外の方も参加できる研修会も開催していますので、奮ってご参加していただければと考えています。

これからも委員会では様々な研修やネットワークづくりを行い、地域包括ケアに参画しやすい環境を検討していきたいと考えています。今後とも、よろしく願いいたします。

専門領域委員会

専門領域勉強会は、本会の会員が中心となって勉強会活動を定期的に行うことにより、会員間の情報交換や専門的知識・技術の向上を図る事を目的にしており、本委員会はその管理・支援をしています。構成員は各勉強会の代表者を含む6人です。現在下記の5つの勉強会が活動しています。いくつかの勉強会では、日本理学療法士協会（日理協）の基礎講習会の運営を担当しています。また本会と共催して日理協の履修ポイント取得可能な研修会も開催しています。

1) 呼吸器循環器系勉強会 代表：田平一行

活動内容

メンバー各々が自分のテーマについて勉強し、必要に応じて症例や研究計画の検討、発表前の予演会、文献抄読などを実施した。

活動日時：不定期 合計5回

参加人数 5～10人

✳ 学会発表

- 第52回日本理学療法士学会学術大会：4演題
- 第27回日本呼吸ケア・リハビリテーション学会：6演題
- European Respiratory Society Annual Congress 2017 in Milan：1演題
- 第54回日本リハビリテーション医学会学術集会：1演題

✳ 論文

- 辻村 康彦：短時間作用性 β 2刺激薬によるアシストユースがCOPD患者の身体活動量に及ぼす影響、日本呼吸ケア・リハビリテーション学会誌 27(1)、48-53、2017

✳ 著書

- 田平一行：筋力増強—呼吸筋，図説 運動療法ガイド。文光堂、2017

✳ 研修会

- タイトル：「吸引の基本と実際（人工呼吸器を用いて）」
- 共催：日本理学療法士協会、奈良県理学療法士協会、
専門領域勉強会 呼吸器循環器勉強会
- 日時：平成30年2月17日 9:00～16:20
- 場所：畿央大学 C3運動療法実習室
- 参加者40名（会員40名，非会員0名）

2) 奈良整形外科リハビリテーション勉強会 代表：榮崎彰秀

活動内容

- 平成29年4月20日 第85回定期勉強会（定例会）
参加人数 38名（かしはら万葉ホール）
内容：肩関節周囲の触診①・症例検討

- 平成29年5月18日 第86回定例会
参加人数 32名（いかるがホール）
内容：肩関節周囲の触診②・症例検討

- 平成29年6月15日 第87回定例会
参加人数 37名（かしはら万葉ホール）
内容：肩関節周囲の触診③・症例検討

- 平成29年7月23日 新人向け講習会
共催：奈良県理学療法士協会、当勉強会
参加人数 45名（畿央大学）
内容：膝関節外傷の理学療法
講師：久野 剛史先生（エリクシール）
徳田 光紀先生（平成記念病院）
アシスタント講師：榮崎 彰秀（さくらい悟良整形クリニック）
山田 哲也先生（西奈良中央病院）・清水 恒良先生（岡波
総合病院）
唄 大輔先生（平成記念病院）・松田 強史先生（奈良西
部病院）
熊田 直也先生（白庭病院）

- 平成29年8月17日 第88回定例会
参加人数 21名（いかるがホール）
内容：肩関節周囲の触診④・症例検討

- 平成29年9月21日 第89回定例会
参加人数 20名（かしはら万葉ホール）
内容：肩関節周囲の触診⑤・症例検討

- 平成29年10月26日 第90回定例会
参加人数 27名（いかるがホール）
内容：肩関節周囲の触診⑥・症例検討

- 平成29年11月4日・5日 平成29年度 第1回特別講習会
 主催：当勉強会、後援：奈良県理学療法士協会
 参加人数 45名（大和高原ボスコヴィラ）
 講義内容：大腿骨頸部骨折の理学療法
 講師：榮崎 彰秀先生（さくらい悟良整形外科クリニック）
 久野 剛史先生（エリクシール）、山田 哲也先生（西奈良中央病院）
 清水 恒良先生（岡波総合病院）、徳田 光紀先生（平成記念病院）
 唄 大輔先生（平成記念病院）、松田 強史先生（奈良西部病院）

- 平成29年12月21日 第91回定例会
 参加人数 26名（かしはら万葉ホール）
 内容：肩関節周囲の触診⑦・症例検討

- 平成30年1月18日 第92回定例会
 参加人数 24名（いかるがホール）
 内容：肩関節周囲の触診⑧・症例検討

- 平成30年2月15日 第93回定例会
 参加人数 27名（かしはら万葉ホール）
 内容：肩関節周囲の触診⑨・症例検討

- 平成30年3月25日 「10周年記念 特別講習会」
 主催：当勉強会、後援：奈良県理学療法士協会
 参加人数 146名（奈良県文化会館 小ホール）
 特別講演「足関節の解剖と機能」
 講師：篠原靖司先生（立命館大学 スポーツ健康科学部教授）
 講演①「膝前十字靭帯再建術後における関節軟骨の新しい評価法とその重要性」
 講師：唄大輔先生（平成記念病院）
 講演②「人工足関節に対するインソール療法の考え方」
 講師：松田強史先生（奈良西部病院）
 講演③「運動器疾患に対する電気刺激療法の臨床応用」
 講師：徳田光紀先生（平成記念病院）
 講演④「中枢神経障害と拘縮」
 講師：山田哲也先生（西奈良中央病院）
 講演⑤「股関節の評価の再考」
 講師：清水恒良先生（岡波総合病院）

講演⑥「人工関節に対するリハビリテーション ～白庭病院での取り組み～」

講師：久野剛史先生（エリクシール）

講演⑦「超音波画像診断装置の臨床応用」

講師：榮崎彰秀先生（さくらい悟良整形外科クリニック）

3) 発達障害児・者勉強会 代表：古川 智子

活動内容

■ 第25回 平成25年5月12日 19時00分～21時

場所：東大寺福祉療育病院

参加者：31名

内容：「年齢的变化とリハビリテーション」

講師：尾崎 文彦先生

■ 第26回 平成29年9月1日 19時～21時

場所：東大寺福祉療育病院

参加者：17名

内容：「セラピストの感性～何を見て何を考える」

担当：藤谷 葉子先生

■ 第27回 平成29年12月15日 19時30分～21時

場所：たんぼぼの家

参加者：12名

内容：「症例検討 アテトーゼ型脳性麻痺者」

講師：古川 智子先生

4) 3学会合同呼吸療法認定士取得に向けた勉強会 代表：坂本 雅尚

活動内容

日時：毎月1回不定期の金曜日 19:30～21:00

場所：奈良県理学療法士協会事務所

内容：呼吸療法認定士試験に向けて、講習テキストに沿い各メンバー持ち回りで勉強会を実施

試験結果：第22回3学会合同呼吸療法認定士試験 受験者4名中3名合格

	内 容	担 当
3月	スケジュール調整 呼吸管理に必要な解剖・生理	鈴木先生（天理よろづ相談所病院 白川分院）
4月	呼吸不全の病態と管理	竹森先生（平成記念病院）
5月	血液ガスの解釈	四方先生（南和病院）
6月	人工呼吸器の基本構造および人工呼吸とその適応	山崎先生、南里先生（高井病院）
7月	酸素療法・薬物療法・新生児の呼吸管理	三木先生、小畑先生（奈良県立医科大学附属病院）
8月	予想問題解答と解説、人工呼吸器の保守および医療ガス、気道確保と人工呼吸	坂本（平成記念病院）
9月	NPPV とその管理法、開胸・開腹手術後の肺合併症、人工呼吸中のモニター、呼吸不全の全身管理等	中村先生（平成記念病院）、辻先生（平成まほろば病院）
10月	肺機能検査、人工呼吸中の集中治療、在宅人工呼吸	坂本（平成記念病院）
11月	模擬テスト	坂本（平成記念病院）
12月	試験問題の確認	

5) 健康増進・疾病予防・障害予防勉強会 代表：松本 大輔

活動内容

■ 平成 29 年 11 月 17 日（月） 13 時 00 分～ 16 時 00 分

なら糖尿病デー 2017 での理学療法ブースの運営

会 場 ：奈良県立文化会館

テーマ ：理学療法士による『運動を足から考えよう !! ～足の機能チェック～』

スタッフ：奈良県 PT 協会会員 7 名

一般参加：約 30 名

災害対策委員会

当委員会は平成 29 年度から発足した新しい委員会です。東日本大震災や熊本地震の様にいつ、どこで起こるかわからない大規模災害発災時に県土会として対応できるように、現在は奈良県や各市町村の災害マニュアルやハザードマップ、各都道府県土会での災害活動状況の情報収集、研修会開催に向けて災害関係研修会の参加や研修会内容の検討、災害時の活動マニュアルを近畿ブロック全体で歩調を合わせながら検討しています。

今後の展開としては災害研修会の開催や、災害時に活動の協力をいただける方々のリスト作成、JIMTEF 研修参加者の募集など色々と検討しております。災害時に協力したいという方、ぜひお声掛けください！皆様の協力があることでできる支援ですのでよろしくお願い致します。

新人研修委員会

新人研修委員会

委員長 和田 善行

新人研修委員会は免許取得後 1～5 年目を対象とした基本的な講習会を運営しています。平成 29 年度は合計 149 名の方が受講されました。

平成 30 年度は、全 6 コースすべて理学療法士講習会（基礎編 理論）として開催予定でいずれも系統だった講習会となっています。奈良県は都道府県別でも理学療法士講習会は上位の開催数になっています。新人教育プログラム付与やポイント付与の対象となっています。これを機会に認定理学療法士、専門理学療法士の取得を目指してみたいかがでしょうか。

平成 30 年度予定

1. 委員会開催
2. 講習会開催

開催日	テーマ
2018 年 6 月 16 日(土)～6 月 17 日(日)	「呼吸器リハビリテーション」コース
2018 年 9 月 8 日(土)～9 月 9 日(日)	「循環器リハビリテーションコース」
2018 年 10 月 6 日(土)～10 月 7 日(日)	「脳卒中リハビリテーション」コース
2018 年 10 月下旬から 11 月上旬	「装具・車いすリハビリテーション」コース
2019 年 1 月中旬	「運動器リハビリテーション」コース
2019 年 2 月 2 日～3 日	「在宅リハビリテーション」コース

ブロック活動推進委員会

平成29年度は初めての試みとして3ブロックの症例検討会を合同にて開催しました。当日は演者等も含め67名の方にお集まり頂き、各ブロックをセッションごとに分け、活発なディスカッションが行われました。加えてこれも本委員会では初めてのですが、特別講演として奈良県立医科大学附属病院の北村哲郎先生を講師にお招きして、「症例検討の目的」をテーマにご講演を頂きました。症例検討を行う上での視点に加え、理学療法を施行する者としての誇りを持つ重要性などもお話し頂き、大変意義高い内容でした。

今後も地区別症例検討会は開催させて頂く予定となっております。施設を越えた相談や、日頃の臨床での悩みの解決が活発に行える場となりますよう準備してまいります。どのような形においての開催かは未定ですが、多くの発表をお願いします。またそれ以外の事業においても、“こんなことをしてみたい！”とアイデア（それぞれのブロックにおいての特色があっても結構です）がございましたら所属されますブロック代表世話人までご連絡頂きますようお願いいたします。

皆様、積極的なご協力をどうぞ宜しくお願い致します。

北和ブロック：代表世話人 中谷 充志（喜多野診療所）

奈良市、生駒市、添上郡、山辺郡

中和ブロック：代表世話人 松本 大輔（畿央大学）

大和郡山市、天理市、香芝市、生駒郡、北葛城郡、磯城郡

南和ブロック：代表世話人 鴨川 浩二（南奈良総合医療センター）

桜井市、橿原市、大和高田市、葛城市、御所市、宇陀市、
五條市、宇陀郡、高市郡、吉野郡

地区別症例検討会

日時：平成30年1月28日（金）10時00分～15時50分

会場：畿央大学 P301、P302 教室

演題：【北和ブロック（19題）】

大腿骨転子部骨折後に歩行距離延長が困難であった症例

友永 ありさ（医療法人 新生会 高の原中央病院）

肺炎・腎機能障害を発症後ANCA関連血管炎と診断された患者に対する理学療法の1例

原田 真貴（奈良県総合医療センター）

右転子部骨折γ nail術後の症例 ～移動手段の獲得を目指して～

小西 聡瑠（医療法人社団 松下会 東生駒病院）

施設復帰に向け移乗動作能力獲得を目指した症例

村林 杏奈（医療法人社団 松下会 白庭病院）

右立脚期に着目し病棟内移動形態の改善を図った1症例

五百蔵 康央（医療法人社団 松下会 東生駒病院）

阻害因子となるバックグラウンドの影響が少なく、全荷重後1週で職場復帰した症例

大井 里恵 (医療法人 新生会 高の原中央病院)

サービス付き高齢者住宅へ退院する患者様の歩行獲得にむけて

澤崎 七帆 (医療法人社団 松下会 東生駒病院)

小脳出血後、薬剤性パーキンソニズムを合併された症例

長山 航大 (医療法人 和幸会 阪奈中央病院)

サ高住への退院を想定し、屋内での歩行動作能力の改善を目標とした症例

田中 郁美 (医療法人社団 松下会 東生駒病院)

立位姿勢、立位バランスに着目しトイレ動作の改善を図った一症例

太田 遥 (医療法人社団 松下会 東生駒病院)

γ -Nail Lag Screw 再置換術施行後、2週間で退院した症例

～膝関節の不安定性に着目して～

和田 俊之介 (医療法人 新生会 高の原中央病院)

活動量計を用いて、周術期患者への術前指導が及ぼす変化を検証した1症例

赤瀬 大心 (奈良県総合医療センター)

変形性膝関節症にて全人工膝関節置換術を施行した症例に対する治療方針の検討

～筋電図解析から再考した治療方法～

田邊 愛弓 (医療法人 和幸会 阪奈中央病院)

脊髄小脳変性症を呈した大腿骨転子部骨折術後における一症例報告

～転倒予防のためのバランス機能改善を目指して～

奥野 修司 (医療法人 和幸会 阪奈中央病院)

左大腿骨転子部骨折を受傷し、 γ -Nail 術を施行した症例

～疼痛により治療に難渋した症例～

福森 樹 (医療法人社団 松下会 東生駒病院)

歩行時に後方へのふらつきと膝の動揺を呈した症例

～円背姿勢に着目して～

清本 百恵 (医療法人 新生会 高の原中央病院)

右大腿骨頸部骨折を受傷された症例

～認知機能低下による動作手順の認識が困難な患者の施設内移動能力獲得について～

松岡 哲也 (医療法人社団 松下会 東生駒病院)

転倒により右大腿骨転子部骨折を受傷された1例について

～術後因子により生じた骨盤前傾運動困難に着目～

平林 和将 (リハビリ特化型デイサービス エリクシール)

慢性腎不全に対する人工透析加療後に脳梗塞を発症した一症例

清水 久美子 (医療法人 和幸会 阪奈中央病院)



【中和ブロック（4題）】

左脛骨遠位端骨折術後の足関節 ROM 制限について

島田 尚哉（社会医療法人 高清会 高井病院）

小脳、脳幹部多発性梗塞による重度失調症を呈し、歩行動作獲得に
難渋した一症例 ～下肢装具を用いた歩行アプローチについて～

今井 誠（社会医療法人 高清会 高井病院）

左片麻痺患者の殿筋群の問題から考える歩行へのアプローチの一症例

笹本 安寿治（社会医療法人 高清会 高井病院）

注意障害を有する右脳梗塞中等度麻痺患者の住宅環境調整について

藤並 里緒（社会医療法人 高清会 高井病院）



【南和ブロック（4題）】

Ⅱ型呼吸不全によるCO₂ナルコーシスを呈した一症例

～自宅退院に向けた動作指導を考慮して～

齋藤 秀晟（奈良県立医科大学附属病院）

化膿性脊椎炎により感覚障害が残存したが杖歩行が可能となった一症例

山中 頌貴（奈良県立医科大学附属病院）

脳出血により重度の意識障害を呈した患者に対する理学療法について

谷本 直樹（社会医療法人 平成記念病院）

足関節脱臼骨折術後、足関節背屈可動域獲得に難渋した一症例

杉森 信吾（社会医療法人 平成記念病院）



【特別講演】

テーマ「症例検討の目的」

講師 北村 哲郎 先生（奈良県立医科大学附属病院 医療技術センター 副技師長）



平成29年

(公社)奈良県理学療法士協会

主な開催行事

開催日時	行事内容
4月22日(土)	第1回定例理事会
4月23日(水)	診療報酬改定情報交換会
5月16日(火)	地域包括ケアシステム推進委員会会議
5月20日(土)	第24回定期総会 第2回定例理事会(拡大)
5月27日(土)～ 5月28日(日)	理学療法士講習会(基礎編理論、応用編) 「呼吸器リハビリテーション」コース開催
6月11日(日)	第1回新人教育プログラムセミナー開催 第1回スポーツメディカルサポート勉強会 新入会員歓迎会
6月24日(土)	第1回役員会 第58回近畿理学療法学会準備委員会会議
7月9日(日)	理学療法フェスタ・第25回公開講座開催 第1回研修会開催 第2回スポーツメディカルサポート勉強会
7月13日(日)	第22回公開講座開催
7月20日(日)	地域包括ケアシステム推進委員会会議
7月29日(土)	第3回定例理事会
8月3日(金)	介護保険部情報交換会
8月6日(日)	地域包括ケアシステム推進委員会アドバンスコース研修 第3回スポーツメディカルサポート勉強会
8月27日(日)	理学療法士講習会基礎編
9月2日(土)	第2回役員会
9月3日(日)	第27回奈良県理学療法士学会 第58回近畿理学療法学会準備委員会会議
9月9日(土)～ 9月10日(日)	理学療法士講習会(基礎編理論、応用編) 「循環器リハビリテーション」コース開催
9月10日(日)	第4回スポーツメディカルサポート勉強会
9月16日～10月18日 (全7回)	なら新人研修システム講習会開催 「装具・車椅子」コース開催
10月1日(日)	第2回新人教育プログラムセミナー開催 第5回スポーツメディカルサポート勉強会
10月5日(日)	第2回研修会開催
10月11日(土)	第4回定例理事会
10月19日(日)	地域包括ケア推進リーダー導入研修会開催
10月24日(金)	第1回中和ブロック実技研修会 「ROM制限を改善させるための新しい治療法の紹介」開催
10月26日～11月30日	「脳卒中リハビリテーション」コース開催
11月5日(日)	飛鳥RUN×2リレーマラソン参加

2017年 11月 8日(土)～9日(日)	奈良整形外科リハビリテーション勉強会 「変形性膝関節症の評価と運動療法」開催
11月12日(日)	第6回スポーツメディカルサポート勉強会
11月22日(水)	介護予防・地域包括ケア推進リーダー研修会開催
12月 1日(金)	PT OT ST 士会合同ボーリング大会
12月 2日(土)	第3回役員会
12月 3日(日)	第3回新人教育プログラムセミナー開催 第7回スポーツメディカルサポート勉強会
12月 7日(木)	第3回研修会開催
12月10日(日)	奈良マラソンメディカルサポート参加
12月17日(日)	第1回地域包括ケア推進リーダー研修の開催
12月26日(火)	第2回中和ブロック実技研修会 「ROM制限を改善させるための新しい治療法の紹介」開催
2018年(平成30年)	
1月 7日(日)	第2回研修会開催
1月14日(日)	第5回定例理事会(拡大)
1月20日(土)～21日(日)	理学療法士講習会(基礎編理論、応用編) 「運動器リハビリテーション」コース開催
1月21日(日)	第8回スポーツメディカルサポート勉強会
1月23日(火)	新年会開催
1月26日(金)	新年会
1月28日(日)	ブロック別症例検討会
1月29日(月)	第2回介護予防地域包括ケア推進リーダー研修
2月 3日(土)～4日(日)	なら新人研修システム講習会 「訪問リハビリテーション」コース開催
2月 8日(木)	第4回研修会開催
2月11日(日)	第9回スポーツメディカルサポート勉強会
2月17日(土)	理学療法士講習会(基礎編理論、応用編) 「吸引の基本と実際(人工呼吸器を用いて)」開催
2月18日(日)	介護予防推進リーダー導入研修の開催
2月24日(土)	第6回定例理事会
2月25日(日)	平成29年度第1回協会指定管理者研修会(初級)
2月28日(水)	「奈良理学療法学」(10)発行
3月 3日(土)	第6回介護予防推進セミナー
3月 4日(日)	第10回スポーツメディカルサポート勉強会
3月11日(日)	第4回新人教育プログラムセミナー開催
3月21日(水)(祭)	大阪城リレーマラソン参加
3月24日(土)	第4回役員会

協会員の活動紹介



「社会医療法人 平成記念会での促通反復療法（川平法）の取り組み」

法人本部	石川 定
平成記念病院	和田 善行
平成記念病院訪問リハビリテーション	堀田 照美
平成まほろば病院	萩原 輝郎
平成まほろば病院訪問リハビリテーション	山本 和典
リハビリあ・える神宮前	河村 隆史
リハビリあ・える田原本	花牟禮 成典
介護老人保健施設鷺柄の里	高橋 敏明
へいせいクリニック	松井 章悟
訪問看護ステーションあおい	竹島 久美子
特別養護老人ホーム たかとり	柴田 広昭

社会医療法人平成記念会は、理学療法士 152 名、作業療法士 34 名、言語聴覚士 24 名、法人全体で 210 名と大所帯ではありますが、法人全体での取り組みの 1 つとして促通反復療法（川平法）を実施しています。

促通反復療法とは、麻痺した手や足を操作すること（促通手技）によって随意運動を実現し、それを反復することで随意運動を実現するために必要な神経路を再建・強化することを目的とした神経路強化的促通療法です。鹿児島大学名誉教授、霧島リハビリテーションセンター元センター長、現促通反復療法研究所川平先端リハラボ所長川平和美先生が開発し、軽・中等度の麻痺を中心に成果を上げています。2011 年 9 月に NHK テレビ放送「脳はよみがえる～脳卒中リハビリ革命～」が放送され、全国的に知られるようになりました。また、脳卒中ガイドライン 2015 では上肢機能障害に対するリハビリテーションとして麻痺が軽度から中等度の患者に対して、促通反復療法は行うことが勧められる（グレード B）と推奨されています。

当法人では 2012 年より霧島リハビリテーションセンターへ研修に行っており、これまで 4 週間の研修に 3 名、2 週間の研修に 9 名が訪れ、技術を習得しています。そして伝達講習や実技試験等を行い、法人内の理学療法士、作業療法士の 9 割は実施できる体制作りを行っています。現在、促通反復療法公認病院は全国に 41 施設、近畿では 4 施設あり、その中で当法人の平成記念病院と平成まほろば病院も公認病院として登録されています。また当法人では病院だけでなく、クリニックやデイサービスでも促通反復療法を提供できるようスタッフの配置をしています。その為、県内だけでなく県外からも多くの患者様が入院や外来・通所等で来院されています。

【社会医療法人 平成記念会 各事業所の促通反復療法の実施状況】

	受入形態	頻度	期間	備考
平成記念病院	入院	毎日	6週間	
	外来	週1～2回	最大6ヶ月	
平成まほろば病院	入院	毎日	6週間	
	外来	週1～2回	最大6ヶ月	
へいせいクリニック	外来	週2回	最大6ヶ月	定員4名の週指定あり
リハビリあ・える神宮前	通所介護	週1回	3ヵ月	半日型のデイサービス



【川平教授と理事長や院長を交えて】



【平成記念病院にて川平先生による実技指導】



【『川平法を自分達で』で川平先生をお招きした時の様子】

2015年6月に全国で初めてとなる川平法研究会を奈良で立ち上げ（現名称：平成奈良川平法研究会）、現在全国各地で8つの研究会が出来ています。

平成奈良川平法研究会では、当法人のメンバーが中心となり、川平法基本講習会・応用講習会・出張講習会・研究発表会等を定期的に行い、促通反復療法の学識・技術の向上、治療戦略、研究等に励んでいます。

また脳梗塞や脳出血などで麻痺を呈されたご本人様やそのご家族が中心となり、川平法を少しでも習得し、自分達でもできるように『川平法を自分達で』という会を結成され、活動されています。奈良教室（阪奈中央リハビリテーション専門学校）と大阪教室（森ノ宮医療大学）の2ヶ所で毎月開催され、当法人では奈良教室に毎月4名ほど出向き、ご家族が少しでも『川平法を自分達で』行えるよう、微力ながら協力させていただいています。

さいごに、平成記念病院では理学療法士、作業療法士を対象にセラピスト向けの促通反復療法（川平法）の見学も実施しております。促通反復療法（川平法）だけでなく、併用療法として神経筋電気刺激や振動刺激についても見学可能です。下記に促通反復療法に関連する情報を掲載させていただきます。

新たな治療技術の1つとして勉強してみたいでしょうか。当法人も引き続き、活動していきたいと思っております。

【促通反復療法に関連する URL はこちら】

促通反復療法研究所 川平先端リハラボ ⇒ <http://kawahira.org/>

鹿児島大学大学院医歯学総合研究所リハビリテーション医学 ⇒ <https://www.kufm.kagoshima-u.ac.jp>

川平法を自分達で ⇒ <https://www.kawajibun101.com/>

平成奈良川平法研究会 ⇒ <https://www.narakawahira.com/>

社会医療法人平成記念会 ⇒ <http://www.heisei-h.or.jp/>

院所・施設紹介





居心地がよい空間でリハビリに取り組める環境

当院は回復期リハビリテーション（122床）と訪問リハビリを提供するリハビリテーション専門病院です。

2～4階は病棟・リハビリスペース、5階は中央に屋上庭園が広がるリハビリ専用フロアになっています。屋上庭園（写真1）はガラスで囲まれ、天然芝や草木を眺めつつ他の患者さんのトレーニング風景を目にすることができるため、患者さん同士のモチベーションアップにもつながっています。

各病棟の中心にはリハビリスペース（写真2）が設けられ、スタッフステーションや廊下、デイルーム兼食堂とは仕切りがなく開放的な空間となっています。この環境はスタッフ間のコミュニケーションにも大きく影響し、仕切りのない空間での多職種協働を通じ、単なるカルテ上の情報共有を超えて、患者さんの体調や睡眠、食事量、排泄など様々な情報を実際に目で見てリアルタイムに状況の変化を伝え合う情報共有が可能となっています。

各病室は4人部屋でも一人あたり10.6m²と広めの空間を確保しており、退院後の生活を想定したさまざまな環境設定に対応することができます。



写真1 屋上庭園



写真2 リハビリスペース

歯科衛生士による口腔ケアと摂食機能療法

2016年よりリハビリ部に歯科衛生士2名が配属となり、口腔検診や口腔ケア、摂食機能療法を行っています。口腔検診では入院時に患者さんの口腔状態を確認し、訪問歯科診療や定期的な口腔ケアにつなげています。入院時から歯科衛生士が介入することで、義歯や口腔内の問題に早期から対処でき、経口摂取や食事量の増加につながっています。またSTの介入前に歯科衛生士が介入することで、口腔環境の整った状態で摂食嚥下訓練、言語療法の効率的な実施が可能になりました。

退院後実態調査

2015年7月より退院後実態調査を開始しました。これは自宅退院後1・3・6・12ヶ月の計4回、入院時の担当セラピストがご自宅へ訪問し、患者さんの退院後ADLなどを調査するものです。ADLの確認だけでなく、患者さんやご家族が生活で困っていることや不安に思っていることも確認し、必要に応じて指導や助言を行います。また、退院後実態調査はスタッフ教育も兼ねています。退院前訪問で提案した内容が、実際の生活にどのように反映されているかを自分の目で確認します。

最長12ヶ月間の追跡調査実施により継続的にADLの変化が観察でき、患者さんがその人らしい生活を続けるためのセラピストによる助言の機会の増加、介助者の心身の負担軽減につながるのではと考えています。

ロボティクスの導入

2017年2月に歩行アシスト装置（Honda社製）（写真3）を導入、翌月には奈良県初として足首アシスト装置（安川電機社製）（写真4）を導入しました。いずれも装着が容易で、軽量のコントローラーを用いたモーター制御により股関節・足関節をサポートし、軽い足の振り出しを可能にしてくれます。

歩行アシスト装置と同時に、近畿圏初として上肢訓練装置「AR²」（安川電機社製）（写真5）を導入しました。AR²は、振動刺激と電気刺激を併用しながら、不足しがちな上肢の反復運動を大きく補うことができます。また、課題の視認と同時に課題達成を聴覚で確認することもできます。

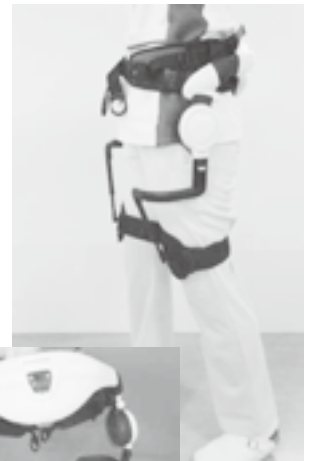


写真3 歩行アシスト装置



写真4 足首アシスト装置



写真5 上肢訓練装置

開院当初はスタッフ数60名であったリハビリテーション部も、開院5年目を迎えスタッフ数99名（PT：62名、OT：21名、ST：14名、DH：2名）となりました。「真に患者さんのためになるリハビリ施設」「リハビリのことなら登美ヶ丘」「知人・家族に自信をもって薦められる病院」であるためにスタッフ一丸となり地域に貢献していきたいと思っております。

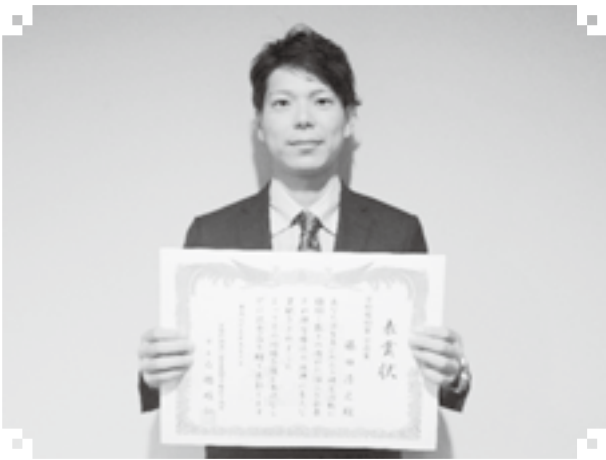
平成29年度 受賞者紹介



受賞者紹介

ここでは平成 29 年度に（公社）奈良県理学療法士協会より表彰された会員を紹介し、改めてその栄誉を称えます。

（公社）奈良県理学療法士協会 特別賞ならびに学術奨励賞 会長賞受賞者



藤田 浩之 会員



吉田 陽亮 会員



中村 潤二 会員



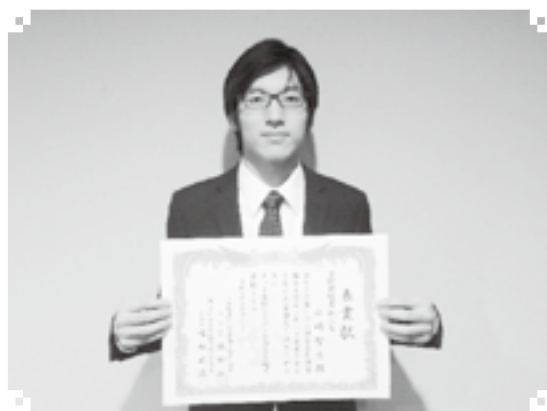
学術奨励賞 学会長賞



井上 純爾 会員



学術奨励賞 新人賞



山崎 聖也 会員

(公社) 奈良県理学療法士協会
定 款



公益社団法人奈良県理学療法士協会定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人奈良県理学療法士協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を奈良県香芝市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、理学療法士の職業倫理の高揚を図るとともに、理学療法の学術及び技能の向上を推進し、もって県民の医療・保健・福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 理学療法を通じて、県民の医療・保健・福祉の増進に寄与するための事業
- (2) 理学療法士の職業倫理の高揚並びに学術及び技術の向上に関する事業
- (3) 理学療法士の教育機関に協力し、理学療法士の資質向上に寄与する事業
- (4) 理学療法に関する会誌その他の刊行物の発行及び調査研究に寄与する事業
- (5) 内外の関連団体との連絡及び協力に関する事業
- (6) 理学療法士の社会的地位の向上及び相互福祉に関する事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、奈良県内において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第2章 会 員

(種別)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 理学療法士及び作業療法士法第2条第3項に規定する理学療法士で、この法人の目的に賛同して入会したもの
- (2) 賛助会員 理学療法士以外で、この法人の目的に賛同し、この法人に対し育成・援助を図る個人又は団体であって理事会の承認を得たもの
- (3) 名誉会員 この法人に多大の功績があった者で、理事会の推薦を受け、総会の承認を得たもの

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入会)

第7条 正会員及び賛助会員になろうとする者は、理事会が定めるところによる入会申込みをし、その承認を得なければならない。

(経費の負担)

第8条 正会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

2 賛助会員は、この法人の事業活動に必要な経費に充てるため、総会において定める会費規程に基づき会費を支払わなければならない。

3 名誉会員は、会費の納入を免除する。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数によって当該会員を除名することができる。この場合、当該会員に対し、当該総会の日から1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、かつ、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この定款その他の規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 理学療法士の免許を取り消されたとき。

(2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

(3) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

(4) 総正会員が同意したとき。

(会員の資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が前3条の規定により退会し、除名され、又はその資格を喪失したときは、この法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第3章 総会

(総会の構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(総会の権限)

第14条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 会費の金額
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の種別及び開催)

第15条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 前項の定時総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の定時社員総会とする。
- 3 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に、理事会の決議に基づき、開催する。
 - (1) 理事会が必要と認めたとき。
 - (2) 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員から、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により招集の請求があったとき。

(総会の招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条第4項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項等を記載した書面をもって、少なくとも総会の日から1週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、総会の日から2週間前までに通知を発しなければならない。

ならない。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(総会の定足数)

第19条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席がなければ開催することができない。

(総会の決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(総会における書面決議等)

第21条 総会に出席しない正会員は、代理権を証明する書面をこの法人に提出することにより、他の正会員を代理人として議決権を行使することができ、また、理事会において総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使できることとするときは、あらかじめ通知された事項について、議決権行使書面をもって議決権を行使することができる。

2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 8名以上10名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名を副会長とする。
 - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、同項の副会長をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 4 前2項の業務執行に係る権限は、理事会が別に定める職務権限規程による。
- 5 会長及び副会長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員に対する報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員に対する報酬等及び費用に関する規程による。

第5章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び副会長の選定及び解職
- (4) 総会の日時、場所、目的である事項等の決定

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費

- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 資産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の決議を経て、会長が別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第38条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第39条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類を定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び正会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第40条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を

算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(会計原則)

第41条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第7章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及びその他の職員を置くことができる。

3 事務局長及びその他の職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する

法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事（会長）は尾崎文彦、業務執行理事（副会長）は石橋睦仁及び増田崇とする。

公益社団法人奈良県理学療法士協会定款細則

(総則)

第1条 この細則は、公益社団法人奈良県理学療法士協会定款に基づき、定款施行の円滑運用のため定める。

(運営の基本に関する項)

第2条 この法人が行う事業及び活動については組織図に基づき、原則として上位役職者の指示もしくは承認を得て実施し、常にその責任の所在を明らかにしておくものとする。

(会員に関する項)

第3条 この法人の定款第6条第1項第1号に規定する正会員は、公益社団法人日本理学療法士協会に所属するものとする。

2 入会・退会及び異動の手続きは、この法人所定の用紙をもってすべて理事会に提出するものとする。

3 正会員は、特別の事情がある場合、本人の申し出により、1年を単位として休会することができる。なお、休会事由が消滅した際は、速やかに復会しなければならない。

(会費に関する項)

第4条 この法人の正会員の会費は、年額10,000円とする。会費納入期限は原則として5月31日とする。

2 賛助会員の会費は、年額20,000円とする。

3 名誉会員の会費は、免除する。

(役員等に関する項)

第5条 局・部及び委員会は理事会の決議を経て設置する。

2 局長は、理事会の任命により局を運営する。

3 部長は、理事会の任命により部を運営する。部員は部長が選任し、会長が委嘱する。

4 委員長は、会長の任命により委員会を運営する。委員は、委員長が選任し、会長が委嘱する。

第6条 理事は部長又は部員を兼任することはできない。ただし委員の兼任は妨げない。

第7条 部の担当する職務分担については、分掌規程に定める。

第8条 部長及び委員の任期については、定款第27条を準用する。

(理事会に関する項)

第9条 理事会は原則として年6回以上開催する。

(諮問機関に関する項)

第10条 この法人に会長又は理事会の諮問機関として、表彰審査委員会、その他の諮問委員会を置くことができる。

第11条 諮問委員会の委員長は理事会で決め、委員は委員長の推薦とする。なお、任期は、審査諮問に要する期間とする。

第12条 会長は、諮問の内容を具体的に示して、委員会の審議・審査等に便宜を与えなければならない。また、委員会は時期を逸しないよう審議・審査等をすみやかに行わなければならない。

(資産管理に関する項)

第13条 この法人の定款第37条の資産管理の方法は総務部で立案し、総会の決議を経て、財務部で行う。

(財務に関する項)

第14条 備品台帳には、購入価格100,000円以上のものを記載するものとする。

第15条 この法人の正会員が行動するための運賃、宿泊料など、旅費に関する経費の算定および支出は、役員の報酬等及び費用に関する規程に定めるところに従うものとする。

(表彰に関する項)

第16条 会員の表彰について、その種類や基準等については表彰規程に定める。

(慶弔に関する項)

第17条 この法人の慶弔に関しては、次による。

- (1) 会員又はその配偶者が死亡した場合、弔慰金にて表意する。
- (2) 会長が認めた場合、弔・祝電など適切な慶弔行為ができる。
- (3) 本項は、会員又は家族などの通知により、適用するものとする。

(細則の改廃に関する項)

第18条 この細則の変更は、理事会の決議を経て、総会で承認を受けることとする。

附則

この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(公社) 奈良県理学療法士協会
規定および申し合わせ事項



規程

分掌規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の局・部・委員会の業務分掌については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 事務局長は以下を統括する。

1) 総務部

- ① 定款・定款細則及び諸規程の運用に関する事
- ② 本会の登記に関する事
- ③ 公文書・報告書などの発送・受領及び管理に関する事
- ④ 本会及び関係業種の刊行物の管理に関する事
- ⑤ 総会の準備・運営及び議事録などの作成・管理に関する事
- ⑥ 理事会の準備・運営及び議事録などの作成・管理に関する事
- ⑦ 奈良県への活動報告に関する事
- ⑧ 事務所及び資産の管理に関する事
- ⑨ 活動記録・資料の管理に関する事
- ⑩ 慶弔に関する事
- ⑪ その他

2) 会員管理部

- ① 会員管理に関する事
- ② 会員・役員の名簿の作成・保管に関する事
- ③ 連絡網の管理・運営に関する事
- ④ その他

3) 財務部

- ① 予算・決算に関する事
- ② 会費徴収に関する事
- ③ 事業支出・事業収入に関する事
- ④ 流動資産の管理に関する事
- ⑤ 什器備品の管理に関する事
- ⑥ 固定資産の管理に関する事
- ⑦ その他

4) 福利厚生部

- ① 相互扶助事業に関する事
- ② 傷害保険に関する事
- ③ その他

3. 学術局長は以下を統括する。

1) 研修部

- ① 学術研修会の企画・運営に関する事
- ② その他

2) 生涯学習部

- ① 公益社団法人日本理学療法士協会生涯学習システムに関する事
- ② その他

3) 学術誌部

- ① 学術誌の企画・編集及び発行に関する事
- ② その他

4. 社会局長は以下を統括する。

1) 医療保険部

- ① 医療保険に関する情報収集及び会員への情報提供に関する事
- ② その他

2) 介護保険部

- ① 介護保険に関する情報収集及び会員への情報提供に関する事
- ② その他

3) 社会福祉部

- ① 社会福祉制度に関する情報収集及び会員への情報提供に関する事
- ② その他

4) 理学療法啓発部

- ① 理学療法の啓発に関する事
- ② 理学療法週間関連事業の企画・運営に関する事
- ③ その他

5. 広報局長は以下を統括する。

1) 会誌部

- ① 会誌の企画・編集及び発行に関する事
- ② その他

2) ニュース編集部

- ① ニュースの企画・編集及び発行に関する事
- ② その他

- 3) ホームページ管理部
 - ① ホームページの作成・更新及び維持管理に関すること
 - ② その他
6. 委員会は、それぞれ以下の事業を分掌する。
 - 1) 選挙管理委員会
 - ① 理事・監事の選出に関すること
 - ② その他
 - 2) 奈良県理学療法士学会準備委員会
 - ① 奈良県理学療法士学会の企画・運営に関すること
 - ② 表彰規程に基づいた審議と表彰審査委員会への推薦に関すること
 - ③ その他
 - 3) 公開講座準備委員会
 - ① 公開講座の企画・運営に関すること
 - ② その他
 - 4) 表彰審査委員会
 - ① 表彰審査に関すること
 - ② 表彰式の企画・運営に関すること
 - ③ その他
 - 5) 新人研修委員会
 - ① 新人研修システムの企画・運営に関すること
 - ② その他
 - 6) 専門領域勉強会管理委員会
 - ① 専門領域勉強会の管理に関すること
 - ② その他
 - 7) ブロック活動推進委員会
 - ① ブロック活動に関すること
 - ② 地区別症例検討会の企画・運営に関すること
 - ③ その他
 - 8) 理学療法士講習会準備委員会
 - ① 理学療法士講習会の企画・運営に関すること
 - ② その他
 - 9) 公益法人化推進委員会
 - ① 公益社団法人への移行に関すること
 - ② その他

7. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

会計規程

1. 総則

- 1) 公益社団法人奈良県理学療法士協会の会計に関する事項は定款に定めのある場合のほか、この規程を適用する。
- 2) 会計処理の原則、及び手続きは平成 20 年公益法人会計基準を準拠することとする。
- 3) 収入・支出は予算に基づいて行なわれ、総会の承認を得て、これを執行する。
- 4) 事業年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。
- 5) 収支予算書は当該年度の始まる以前に作成しなければならない。ただし、当該年度中において、これを変更することはできる。
- 6) 収入とは会費、事業収入、寄付金、資産から生じる収入及び他の収入をいう。
- 7) 支出は業務遂行上必要な経費をいう。
- 8) 予測しがたい予算の不足に当てるため予備費を設けなければならない。

2. 予算

- 1) 予算は各部の事業計画案に従い立案し、調整及び編成は理事会において行う。
- 2) 会長は予算案を理事会の承認を経て総会に提出しなければならない。
- 3) 予算は、定款の定める目的以外にこれを使用することができない。

3. 決算

- 1) 収支計算書は毎会計年度終了後に作成して総会の承認を得なければならない。
- 2) 決算は予算と同一区分により作成し、且つこれに下記の事項を明らかにしなければならない。
 - ① 収支計算書
 - ② 正味財産増減計算書
 - ③ 貸借対照表
 - ④ 財産目録
 - ⑤ 附属明細書

4. 金銭出納

- 1) 金銭の出納・保管においては出納責任者をおくものとする。
- 2) 金融機関との取引を開始、または廃止する時は会長の承認を得なければならない。
- 3) 出納責任者は日々の現金支払いにあてるため手許現金をおくことができる。
- 4) 下記の経費は概算払いをすることができる。
 - ① 旅費交通費

②前渡し金

③支出をしなければ調達困難な物件の購入費

5. 固定資産

この規程において、固定資産とは法人が有する資産のうち流動資産以外の資産で、次に掲げるものをいう。

①基本財産

基本財産として定めた有価証券、定期預金等

②特定資産

記念事業積立資産

事務所開設・運営積立資産

備品購入引当資産

③その他の固定資産

什器備品等

6. 勘定科目

収支計算書における勘定科目は別に定める。

7. 会計帳簿

会計帳簿として次にあげるものを備えなければならない。

①主要簿

仕訳帳

総勘定元帳

②補助簿

現金出納帳

預金出納帳

収支予算の管理に必要な帳簿

固定資産台帳

基本財産明細帳

会費明細帳

指定正味財産明細帳

③備品は、備品台帳に登録しなければならない。

8. 書類の保存

1) 公益法人の財務諸表、会計帳簿、収支予算書、収支計算書は、最低5年間保存するものとする。

2) 保存期間終了後に会計関係書類を処分する時は理事会に承認を得なければならない。

9. 附則

- 1) この規程の改廃は、理事会の決議を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

総会議事運営規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の総会の議事運営については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 議事運営

- 1) 総務部は総会を円滑且つ公正に運営する。
- 2) 総務部は、議長より指示された議事運営に関することを補佐する。
- 3) 総務部は、会議中の会員の入退室を管理しなければならない。

3. 進行

- 1) 議長決定までの進行は会長が指名したものが当たる。
- 2) 議長解任後の進行は会長が指名したものが当たる。

4. 議長の選出

- 1) 議長は正議長1名とする。
- 2) 選出方法は正会員より立候補を募り、承認を得る。立候補者が多数の場合は挙手による多数決により選出する。立候補者がいないときは、理事会で推薦し、承認を得る。

5. 議長

- 1) 議長は、議事の整理や会議の統括を行い、議場の秩序を保持するものとする。
- 2) 議長は、指示に従わない者を発言停止や議場退席させることができる。
- 3) 議長は総会の承認を得て、議事を記録するために2名の書記を任命するものとする。
- 4) 議長は、討論の前に質疑を行わなければならない。討論は反対者、賛成者の順で交互に発言させるようにつとめなければならない。

- 5) 議長は、総会終了後、速やかに書記を解任するものとする。
6. 定足数
 - 1) 進行者は出席者が定足数に達したとき、総会の成立を宣言する。
 - 2) 委任状を提出したものは出席したものとみなす。
7. 委任状
委任状の締め切りは、総会開始前までとする。
8. 討議
 - 1) 討議には質疑と討論があり、最初に質疑をしなければならない。
 - 2) 発言者は議長の許可を得なければならない。
 - 3) 発言者は発言に先立ち、所属と氏名を述べなければならない。
9. 採決
 - 1) 採決を行うときは、議長はその議決をしようとする議案の内容と採決方法を明確に告げ、採決を行う。その際、条件をつけることはできない。
 - 2) 採決の順序は、議長がこれを決め、原案に最も遠い修正案より先に採決する。修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。
 - 3) 採決は次の方法の一つとする。
(1) 拍手 (2) 挙手 (3) 起立 (4) 無記名投票 (5) 記名投票
 - 4) 総会の議事は、定款で別に定められた場合を除き、出席構成員の過半数同意をもって決し、可否同数の場合、議長の決するところによる。
 - 5) 出席構成員とは、本人出席会員である。ただし、議長は除く。
 - 6) あらかじめ通知されていない議案については、委任状は表決の対象とならない。よって、採決時の出席構成員は本人出席会員のみである。
 - 7) 採決を挙手及び起立で行う場合、最初に出席者を数えてから、賛成の決をとり、可否を決定する。
 - 8) 採決を行った場合、議長はその結果を宣言しなければならない。
10. 選挙
選挙役員については、別に定めるところによる。
11. 附則
 - 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
 - 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する

選挙規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の選挙については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 目的

定款第 23 条に基づき、役員立候補に関する事項をこの規程に定める。

3. 選挙管理委員

- 1) 選挙管理委員は、総会において正会員の中よりこれを 3 名選出する。定員を超えた場合には、抽選により決定する。理事は選挙管理委員を兼ねることができない。
- 2) 選挙管理委員は、選挙管理委員会を構成し、当該選挙に伴う一切の責任を負う。
- 3) 選挙管理委員の互選により、選挙管理委員長 1 名を選出する。
- 4) 選挙管理委員長は、選挙管理委員会を統轄し、選挙管理委員に欠員が生じた場合にはこれを正会員の中から選任し、補充する。
- 5) 選挙管理委員が当該の選挙に立候補し、又は推薦者になろうとするときは、選挙管理委員を辞任する。
- 6) 選挙管理委員の任期は、2 年とする。

4. 選挙の公示

選挙管理委員会は、投票日の 60 日以前に選挙すべき役員の定員を公示し、立候補を受け付けなければならない。立候補届出の締切日は、投票日の 30 日以前とする(郵送による立候補届出の当日消印は有効とする)。

5. 立候補

理事及び監事の選挙は、正会員の自由意志、又は推薦により立候補できる。推薦の場合、3 名以上の推薦を必要とし、本人の同意を得て推薦者の代表が文書をもって届出るものとする。

6. 選挙人

選挙人は、選挙が行われる日において、正会員として登録されている者とする。

7. 選挙の方法

- 1) 選挙は、無記名投票により行う。
- 2) 投票用紙は、選挙管理委員会が定める用紙を用い、定数を超過して投票したものは無効とする。
- 3) 投票場の開閉時間は、選挙管理委員会が公示する。

- 4) 有効投票は、投票総数の3分の2以上を必要とする。
- 5) 単記投票の場合は、有効投票の過半数に達したものにより当選を決め、過半数に達しない場合は、上位2名で決選投票を行う。
- 6) 得票が同数の場合は、抽選により当選者を決める。
- 7) 候補者が定数又はそれ以下の場合は、無投票当選とする。
- 8) 立候補者が定員に満たないときは、理事会において補充の候補者を推薦し、総会の承認を得る。

8. 選出の方法

役員を選出は、次により行う。

- 1) 理事は、定員内連記投票により選出する。
- 2) 監事は、定員内連記投票により選出する。

9. 選挙活動

候補者は、下記要項で宣伝を行うことができる。

- 1) 候補者、推薦者代表の氏名及び立候補の趣旨(400字以内)の告示のみとする。告示は、選挙管理委員より文書をもって通知する。
- 2) 候補者は、他の候補者の推薦をしてはならない。

10. 当選者の辞任又は辞退

当選者が当選の日から任期開始後60日以降に死亡、退会、若しくは正当の事由で辞任又は辞退したときは、理事会に置いて補欠選挙の有無を決める。

11. 開票立会人

開票に際しては、立会人2名を置かなければならない。立会人は、各候補の推薦する者の中から、くじで定めた者を選挙管理委員会が選任する。

12. 投票管理者及び補助者

- 1) 選挙管理委員会は、正会員の中から投票管理者ならびにその補助者を選任し、投票所毎に投票管理者1名、補助者若干名を配置する。
- 2) 投票管理者及び補助者は、当該投票所における投票に関する事務を担当する。

13. 投票立会人

- 1) 選挙管理委員会は、正会員の中から投票立会人を選任し、投票所毎に2～5名を配置する。
- 2) 投票立会人は、常時2以上で当該投票所における投票の公正を期す。

14. 実施要項の制定と周知

上記各項の他、選挙の実施に関する要項については、選挙管理委員会がこれを定め、理事会の承認を得たのち、正会員にその内容を周知する。

15. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

表彰規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の表彰については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 主旨

本規程は、本会会員として公益社団法人奈良県理学療法士協会活動・学術活動、理学療法、その他の領域において多大な功績のあった者を、奈良県理学療法士協会特別賞（以下 特別賞）、奈良県理学療法士協会 学術奨励賞（以下 学術奨励賞）、奈良県理学療法士協会 功労賞（以下 功労賞）、の名において表彰する。

3. 表彰審査委員会

定款細則10条により表彰審査委員会を設置する。

4. 表彰者の選定と決定

表彰者の選定は、表彰審査委員会の議を経て行い、理事会において決定する。

5. 表彰の方法と公表

表彰は表彰状及び副賞を総会・奈良県理学療法士学会・式典・その他の場で授与し、ニュース・その他に掲載することをもって公表する。

6. 推薦基準

1) 特別賞

推薦基準その他については、「特別賞申し合わせ事項」として別に定める。

2) 学術奨励賞

推薦基準その他については、「学術奨励賞申し合わせ事項」として別に定める。

3) 功労賞

推薦基準その他については、「功労賞申し合わせ事項」として別に定める。

7. 制度の運用

表彰制度の運用主体は表彰審査委員会であり、推薦方法及び選定・授与・公表・その他の表彰に関する事項について、本委員会が関係専門部及び関係委員会と連絡・

協議して行うものとする。

8. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

名 誉 会 員 規 程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の名誉会員については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 資格

名誉会員は定款第6条第1項3号の規程に基づき定める。

3. 選任基準

名誉会員の推薦

- ①名誉会員の推薦は多年にわたり本会に在籍し、理学療法の進歩と発展に顕著な功績が認められた65歳以上の正会員の中から定款第6条第1項3号の規程に基づき理事会で推薦をうけ、総会で承認を得たものとする。
- ②本会の充実と発展のために多大の貢献が認められた学識経験者等を定款第6条第1項3号規程に基づき理事会で推薦をうけ、総会で承認を得たものとする。

4. 待遇

名誉会員に対する待遇

- ①名誉会員に推薦されたものは、入会の手続きを要せず本人の承諾をもって名誉会員となるものとする。
- ②名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。
- ③名誉会員は、本会が主催する学会・研修会・懇親会などすべての行事及び本会刊行物などを無料とする。
- ④名誉会員は、本人の申し出及び著しく本会の名誉を損なわない限り、会員の資格を失わない。

5. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。

- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

賛助会員規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の賛助会員については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 賛助会員の資格

公益社団法人奈良県理学療法士協会定款第6条に定める賛助者をもって賛助会員とする。

3. 本会と賛助会員の関係

- 1) 本会は賛助会員に対し常に接し相互の発展に寄与できるよう会員にその事業概要を周知させ協力する。
- 2) 本会と賛助会員は相互に密接な連携をとり理学療法の普及と進歩に寄与する。

4. 賛助会員の会費

- 1) 会費は年額20,000円とする。
- 2) 会費の納入は原則として、その年度の12月末日までとする。
尚、年度途中の入会においてもその年度の全額の会費を納入する。
- 3) 本会は納入された賛助会費を予算に計上する。
- 4) 正当な理由なくして会費を1年以上納入しないときは退会したものとみなされる。

5. 賛助会員に対する優遇

- 1) リハビリテーション医療に関する設備、機器等の開発、改良、情報収集等について本会の協力を持つことができる。
- 2) リハビリテーション機器に関する研究開発、改良並びに情報収集等について発表の機会を持つことができる。
- 3) 本会の主催する会合、研修会等で展示設備のある場合に商品展示することができる。その費用は賛助会員負担とする。
- 4) 会員と同様に本会発行刊行物等を送付する。
- 5) 本会の発行するニュース、名簿に住所、電話番号、営業所、営業品目等を掲載する。

6) 賛助会員はニュースに広告を優遇し掲載することができる。

6. 附則

1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

事務所運営規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の事務所の管理・運営については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 管理運営

事務所の管理・運営は総務部で行う。

3. 事務所の使用手続

1) 会員は本会事業運営に関わる会議等のため、事務所を使用することができる。

2) 事務所の使用にあたっては役員又は部長・委員長が使用責任者になるものとする。

3) 事務所使用の申し込みは本会役員メーリングリスト上で行い、事務局長が許可をする。

4) 鍵の受け渡し調整等は責任者が行うものとする。

5) 事務所使用にあたっては、その日時、目的、使用後の状況など必要事項を責任者が「事務所使用記録」に記載することとする。

4. 注意事項

1) 事務所内は禁煙とする。

2) ゴミは必ず使用者が持ち帰るものとする。

3) 事務所使用に際しては近隣住民の迷惑とならないようにする。

4) 事務所使用後は清掃し、元の状態に戻しておく。

5. 附則

1) この規程を改廃する場合は、理事会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

役員に対する報酬等及び費用に関する規程

1. 総則

公益社団法人奈良県理学療法士協会の報酬等及び費用については、定款・細則及びこの規程の定めるところとする。

2. 目的

定款第 29 条に基づき、役員に対する報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

3. 用語の意義

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

①役員とは、理事及び監事をいう。

②報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

③費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

4. 報酬等の支給

役員は、無報酬とする。

5. 費用

この法人は、役員がその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また、前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

6. 公表

この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 20 条第 1 項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

7. 附則

1) この規程を改廃する場合は、総会の承認を必要とする。

2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

会費規程

1. 目的

定款第8条に基づき、会員の会費に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2. 会費

- (1) この法人の正会員の会費は、年額 10,000 円とする。
- (2) この法人の賛助会員の会費は、年額 20,000 円とする。
- (3) この法人の名誉会員の会費は、免除する。

3. 会費の使途

会費は、毎事業年度における合計額の 50% 以上を、当該年度の公益目的事業に使用する。

4. 納入期限

会費納入期限は、原則として、毎年 5 月 31 日とする。

5. 附則

- 1) この規程を改廃する場合は、総会の承認を必要とする。
- 2) この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

特定費用準備資金等取扱規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人奈良県理学療法士協会（以下「この法人」という。）の特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、その各号に定めるところによる。

- (1) 特定費用準備資金 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則（以下「認定法施行規則」という。）第18条第1項本文に定める将来の特定の活動の実施のために特別に支出する費用（事業費又は管理費として計上されることとなるものに限る。）に係る支出に充てるための資金をいう。
- (2) 特定資産取得・改良資金 認定法施行規則第22条第3項第3号に定める特定の財産の取得又は改良に充てるために保有する資金をいう。
- (3) 特定費用準備資金等 上記(1)及び(2)を総称する。

(原則)

第3条 この規程による取扱いについては、認定法施行規則に則り行うものとする。

第2章 特定費用準備資金

(特定費用準備資金の保有)

第4条 この法人は、特定費用準備資金を保有することができる。

(特定費用準備資金の保有に係る理事会承認手続き)

第5条 この法人が、前条の特定費用準備資金を保有しようとするときは、会長は、事業ごとに、その資金の名称、将来の特定の活動の名称、内容、計画期間、活動の実施予定時期、積立額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、事業ごとに、承認するものとする。

- (1) その資金の目的である活動を行うことが見込まれること。
- (2) 積立限度額が合理的に算定されていること。

(特定費用準備資金の管理・取崩し等)

第6条 前条の特定費用準備資金には、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定費用準備資金を含む）と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金は、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、積立限度額及び積立期間の変更についても同様とする。

第3章 特定資産取得・改良資金

(特定資産取得・改良資金の保有)

第7条 この法人は、特定資産取得・改良資金を保有することができる。

(特定資産取得・改良資金の保有に係る理事会承認手続き)

第8条 この法人が、前条の特定資産取得・改良資金を保有しようとするときは、会長は、資産ごとに、その資金の名称、対象となる資産の名称、目的、計画期間、資産の取得又は改良等（以下「資産取得等」という。）の予定時期、資産取得等に必要な最低額、その算定根拠を理事会に提示し、理事会は、次の要件を充たす場合において、資産ごとに、承認するものとする。

- (1) その資金の目的である資産を取得し、又は改良することが見込まれること。
- (2) その資金の目的である資産取得等に必要な最低額が合理的に算定されていること。

(特定資産取得・改良資金の管理・取崩し等)

第9条 前条の特定資産取得・改良資金については、貸借対照表及び財産目録上名称を付した特定資産として、他の資金（他の特定資産取得・改良資金を含む）と明確に区分して管理する。

- 2 前項の資金については、その資金の目的である支出に充てる場合を除くほか、取り崩すことができない。
- 3 前項にかかわらず、目的外の取崩しを行う場合には、会長は、取崩しが必要な理由を付して理事会に付議し、その決議を得なければならない。積立計画の中止、資産取得等に必要な最低額及び積立期間の変更についても同様とする。

第4章 公表及び経理処理

(特定費用準備資金等の公表)

第10条 特定費用準備資金等の公表について、資金の取崩しに係る手続き並びに特定費用準備資金については積立限度額及びその算定根拠を、特定資産取得・改良資金については資産取得等に必要な最低額及びその算定根拠を、定款第38条第1項による事務所における書類の備置き及び同条第2項による閲覧を行う。

(特定費用準備資金等の経理処理)

第11条 特定費用準備資金については、公益認定法施行規則第18条第1項、第2項、第4項、第5項及び第6項に基づき、経理処理を行う。

2 特定資産取得・改良資金については、公益認定法施行規則第22条第3項の準用規定に基づき、経理処理を行う。

第5章 雑則

(法令等の読替え)

第12条 この規程において引用する条文の条数・項番号等が、関係法令の改正等に伴い変更された場合においては、関係法令の改正等の内容に対応して適宜読み替えるものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第14条 この規程の実施に必要な細則は、会長が定めるものとする。

附則

この規程は、平成28年2月14日より施行する。(平成28年2月13日理事会議決)

申し合わせ事項

財務部申し合わせ事項

1. 事業年度は定款第5条により、毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。
当該年度においては、その年度の収入支出とするが公共料金等一部が翌年度の会計となることもある。
2. 前渡金
 - 1) 事業を行なう際、前渡金として、その予算を事前に概算払いすることがある。
 - 2) 前渡金が準備を含めて次年度にまたがる事業費については当年度の決算とし、決算額との差額（残金、欠損）については次年度についての会計とする。
3. 会議費、旅費及び食費について
 - 1) 旅費等はこの法人の正会員が、この法人の命を受けて、その対外的用務を遂行するために行動する場合に限り、算定を行い支給するものとする。これ以外の部員及び委員等の活動に伴い発生する費用については、会議費（一部員につき会議参加回数×1,000円以下・役員には支払われない）に含めるものとする。
 - 2) 正会員が対外的用務として出張する場合、旅費、交通費、参加費は実費を支給する。
 - 3) 必要に応じて宿泊する場合、実費（1泊につき上限15,000円）を支給する。
 - 4) 前項以外に、旅費支給が必要な場合、理事会で決定する。
 - 5) 出張について、昼食費は上限1,500円、夕食費は上限2,000円を実費にて支給する。
 - 6) 理事会等の出席者には会議費として1会議ごとに時給1,000円以下を支給する。ただし、役員には支払われない。
 拡大理事会参加者には上記の会議費と同額を支払う。
 - 7) 各部・委員会の会議時に使用される茶菓子等の費用は、部員数×500円以下を支払う。
4. 再入会について
「会費未納者による退会者」が再入会する場合。奈良士会、他士会に関わらずに、以下の条件で会費を納入するものとする。
 - 1) 未納会費（2年分相当：本会の当年度会費2倍）の納入。
 - 2) 協会入会金と本会当年度会費の納入。

県学会申し合わせ事項

本会定款第3条（目的）第4条（事業）」にもとづき、奈良県理学療法士学会を年1回開催する。

- 1) 本事業をおこなうため、本会定款細則5条により奈良県学会準備委員会を置く。
- 2) 学会長は学会開催の前年度において、学術局長が推薦し理事会で承認する。
- 3) 会長は学会長を委嘱状により委嘱する。
- 4) 学会長は準備委員長を指名し、理事会に報告する。
- 5) 学会長は準備委員長および準備委員を、委嘱状により委嘱する。
- 6) 学会の準備・運営は、学会長・準備委員長をはじめとする奈良県学会準備委員会が担当する。
- 7) 学会準備委員会には学術局長・学術局員も参加でき、意見を述べるができる
- 8) 当該年度の準備委員会は学会終了後、次年度の準備委員会に対して、準備・運営に関する意見・申し送り事項を伝達する。
- 9) 奈良県学会の長期方針の検討や、助言・援助については学術局が担当する。

特別賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員として学術的活動を通して、理学療法およびその関連領域において多大な貢献のあった者を、特別賞の名において会員表彰する。

2. 名目

特別賞・その他の各賞を設ける。

3. 推薦

- 1) 推薦は公募にて行う。
- 2) 推薦者は日本理学療法士協会在籍5年以上の本会会員3名以上とし、推薦状を表彰審査委員会に提出する。
- 3) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

学術奨励賞 会長賞の基準を満たし、かつ本会入会後に修めた学術業績に対して協会等から表彰を受けた者、あるいはその学術的活動を通して理学療法およびその関連領域の発展に多大な貢献があったと判断される者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

学術奨励賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員の学術的資質向上を奨励する目的で設けるものとする。

2. 名目

学術奨励賞に、奈良県理学療法士協会 会長賞（以下 会長賞）・奈良県理学療法士学会 学会長賞（以下 学会長賞）・奈良県理学療法士学会 新人賞（以下 新人賞）その他の各賞を設ける。

3. 推薦

- 1) 推薦は、会長・学術局長・当該年度の県学会長および準備委員長・その他による合議制および公募により行う。ただし、公募の場合自薦他薦は問わないが、推薦者は2名以上とする（自薦の場合においても本人を含め2名以上とする）。
- 2) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

- 1) 会長賞：本会在籍期間5年程度以上の会員を対象とし、全国規模以上の学会における筆頭演者としての発表を1ポイント、学術雑誌等への筆頭報告による論文発表を3ポイントとしたポイント（以下P）制で、過去5年以内に3P以上の業績を修めた者（ただし、教育・研究施設会員においては7ポイント以上の業績を修めた者）。
- 2) 学会長賞：県学会の発表において、すぐれた研究発表であると判断できる者。
- 3) 新人賞：県学会において、卒後3年以内の対象者がすぐれた発表を行ったと判断できる者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

功労賞申し合わせ事項

1. 目的

本事項は、本会会員として奈良県理学療法士協会活動において多大な功績のあった者を、功労賞の名において会員表彰する。

2. 名目

功労賞・その他の各賞を設ける。

3. 推薦

- 1) 推薦は公募にて行う。
- 2) 推薦者は会員2名以上とし、推薦状を表彰審査委員会に提出する。
- 3) 推薦の方法その他については、「表彰審査委員会」の定めるところにより行う。

4. 推薦基準

- 1) 功労賞の表彰対象は、表彰当日現在50歳以上の会員であり、物故者も含む。
- 2) 原則として奈良県理学療法士協会に通算20年以上在籍している者。
- 3) 本会活動に貢献し、他の会員の模範であると認められる者。
- 4) 原則として将来も継続してその業務を遂行する者。

5. 表彰者の選定

表彰者の選定は、「表彰規程 4」の定めるところにより行う。

6. 表彰の方法

表彰は、「表彰規程 5」の定めるところにより行う。

7. 制度の運用

本制度の運用については、「表彰規程 7」の定めるところにより行う。

専門領域委員会申し合わせ事項

1. 目的

(公社)奈良県理学療法士協会(奈良士協会)会員が中心になって勉強会活動を定期的に行うことにより、参加者間の情報交換や学術的知識・技術の向上を図る。

2. 奈良県理学療法士協会専門領域委員会(委員会)

1) 委員

委員は奈良士協会会員とし、若干名の委員で委員会を構成する。

2) 委員会の役割

- ①奈良県理学療法士協会専門領域勉強会(勉強会)の登録審査
- ②勉強会の活動内容の確認

③勉強会活動の支援：公文書発行手続き、会場の紹介など

④勉強会運営上の課題の検討

3. 奈良県理学療法士協会専門領域勉強会（勉強会）

1) 名称

各勉強会は「奈良県理学療法士協会専門領域勉強会〇〇勉強会」と称する。

2) 活動

各勉強会は、それぞれの目的に基づいて活動を行う。活動の形式、頻度、時間などは各勉強会の裁量に任される。可能であれば、勉強会会員以外の理学療法士等を対象とした勉強会（研修会）を年1回以上開催することが望ましい。

3) 登録

各勉強会は、奈良県理学療法士協会専門領域委員会（委員会）に登録する。

4) 報告

各勉強会は、年度末に以下の報告書を提出する。

①年間の活動報告

②年度末時点でのメンバーの名簿

4. 勉強会の登録と変更

1) 登録の流れ

登録申請書を委員会に提出⇒委員会にて検討・登録決定⇒委員会より理事会に報告

2) 登録基準

①勉強会メンバーは最低2名（代表者、副代表者）以上とする。

②勉強会メンバーの半数以上が奈良士協会員であることが望ましい。

③営利目的の勉強会でないこと

3) 変更届

登録内容に変更が生じた場合は、変更届を委員会に提出する

5. 研修会開催の手続き

概要について下記に示し、詳細については別途定める。

1) 勉強会単独で実施する場合

勉強会の裁量で行い、奈良士協会は関与しない。

2) 勉強会主催の研修会を奈良士協会が後援する場合

①事前に計画書を委員会へ提出し、奈良士協会へ後援を依頼する。

②事前に勉強会会員以外にも奈良士協会ホームページにより広報する。文書による広報は問わない。

③委員会へ報告書を提出する。

④奈良士協会は、勉強会に対して金銭的な援助はしない。

3) 奈良士協会と勉強会が研修会を共催する場合

①日本理学療法士協会（日本士協会）の履修ポイント取得が可能な研修会とする。

②奈良士協会の予算案作成までに委員会へ年度計画を提出する。

③事前に計画書を委員会へ提出し、日本士協会へ研修会の登録をする。

④事前に勉強会会員以外にも、奈良士協会ホームページおよび文書（士協会ニュース等）により広報する。

⑤日本士協会へ受講者および講師のポイント申請を行い、委員会へ報告書を提出する。

⑥奈良士協会は、勉強会に一定額の負担金を負う。

⑦講師料及び受講費は奈良士協会の規定に従う。

6. 予算

1) 奈良士協会と勉強会が研修会を共催する時、奈良士協会は一定額を負担する。この時の会費、講師料は、研修部主催の研修会の会費に準じて委員会にて指定する。なお、奈良士協会の負担金は理事会の議を経て決定される。

2) 勉強会個別の活動および奈良士協会後援で開催される研修会に必要な経費の負担は基本的に行わない。各勉強会から要望が出た場合、その都度委員会にて検討する。

7. 勉強会の広報

1) 委員会は各勉強会を士協会ニュース、奈良士協会ホームページを通じて勉強会会員以外にも広報する。

2) 奈良士協会と勉強会が研修会を共催する場合は、奈良士協会ホームページおよび士協会ニュースまたは文書により勉強会会員以外にも案内する。

8. 勉強会に関わる履修ポイントの扱いについて

勉強会における履修ポイントは専門理学療法士制度（第6、7報）に従って対応する

ブロック活動申し合わせ事項

1. 目的

公益社団法人奈良県理学療法士協会を地域により分割することにより、より狭い地域連絡、連携の強化を図りながら会員同士の交流を深め、全県規模では対応が難しいきめ細かな活動を行うことを目的とする。

2. ブロックの分割

北和ブロック：奈良市、生駒市、添上郡、山辺郡

中和ブロック：大和郡山市、天理市、香芝市、生駒郡、北葛城郡、磯城郡

南和ブロック：桜井市、橿原市、大和高田市、葛城市、御所市、宇陀市、五條市、宇陀郡、高市郡、吉野郡

3. ブロックの活動

ブロック活動の目的を達成するため、各ブロックでは次の活動を行う。

- 1) ブロック別新人症例検討会の開催
- 2) ブロック内での情報の収集、提供
- 3) ブロック内での学術的研修活動
- 4) ブロック内の会員の親睦を深めるための福利厚生活動

ブロックの活動は、奈良県理学療法士協会に不利益とならない範囲で自主性に任されることが望ましい。

4. ブロックの運営

各ブロックの運営は、ブロック世話人を中心に行う。

ブロック世話人：ブロック毎に互選により3～5名の世話人を選出する。

世話人は、異なる施設から選ばれること、病院勤務の会員に限らず、介護保険分野、教育分野など、各方面から広く選ばれることが望ましい。また、状況に応じて他のブロックの世話人となる事も可能とする。

ブロック代表世話人：ブロック世話人の中から互選によりブロック代表世話人を選出する。

ブロック代表世話人は、ブロック世話人と協議の上、年間計画を作成し、基本的に年間計画に従い活動を実行する。

5. 奈良県理学療法士協会ブロック活動推進委員会（委員会）

1) 委員

ブロック世話人など若干名の奈良理学療法士協会会員により委員会を構成する。

2) 委員会の役割

- (1) ブロック間の連絡、調整
- (2) ブロック活動に関する懸案の検討
- (3) 各ブロック予算の取りまとめ

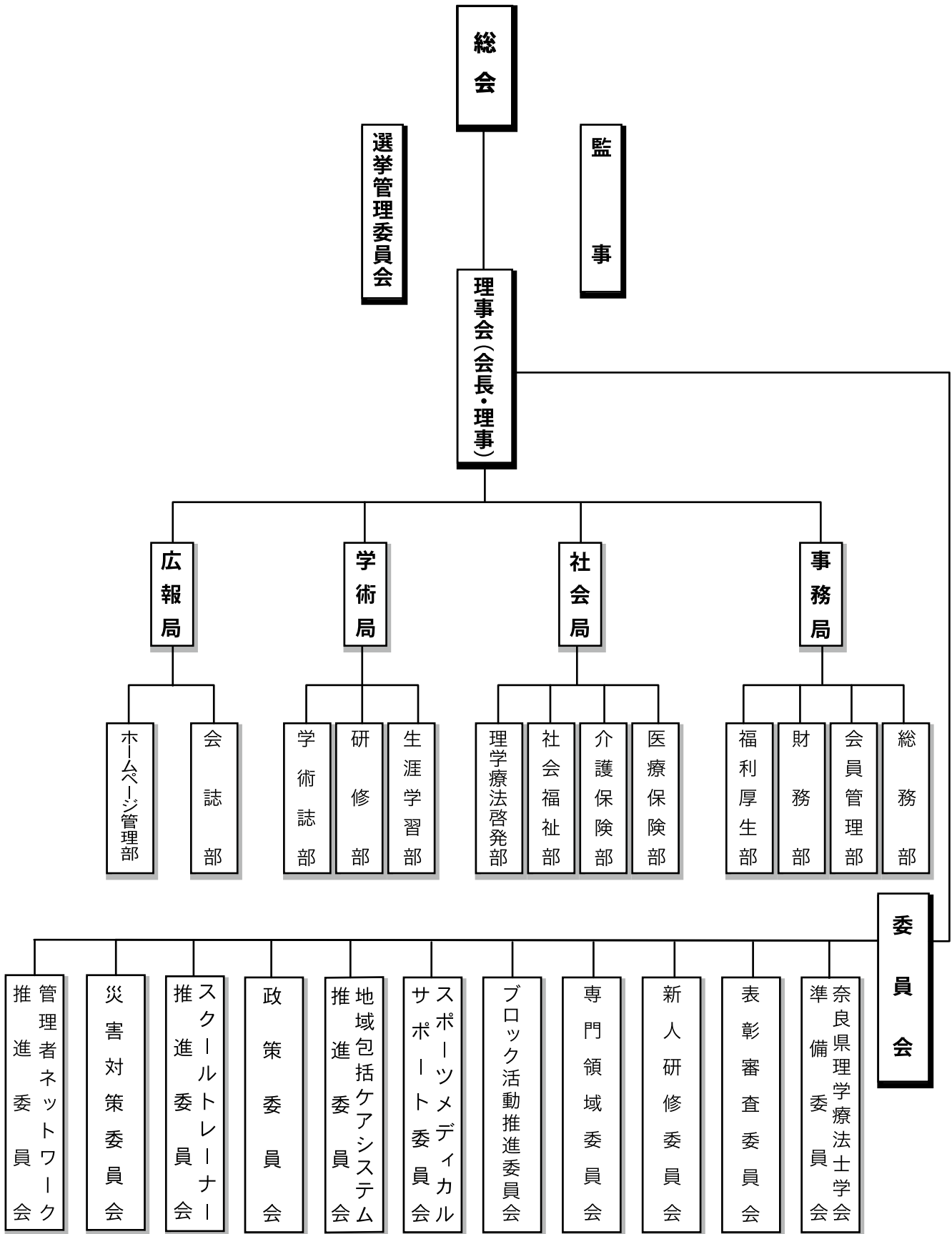
6. 予算

ブロック毎に年間計画に基づき年間予算を立案し、委員会に提出する。委員会では提出された予算を取りまとめ、委員会の予算として奈良県理学療法士協会に提出する。

(公社) 奈良県理学療法士協会
組 織 図



(公社)奈良県理学療法士協会組織



(公社) 奈良県理学療法士協会
施設一覧名簿



平成 29 年度奈良県理学療法士協会

施設一覽

平成 30 年 3 月 31 日 現在

公益社団法人奈良県理学療法士協会事務局

〒631-0846 奈良県奈良市平松1-30-1
地方独立行政法人奈良県病院機構
奈良県総合医療センター リハビリテーション部
電話 0742-46-6001
FAX 0742-46-6011
事務局長 増田 崇 (事務局長直通電話 090-3261-3125)
ホームページ <http://www.sl.inets.jp/~nara-pt/>
メールアドレス nara-pt@gaia.eonet.ne.jp

ブロック別 五十音順・施設名・所属部署・郵便番号・住所・電話番号・FAX 番号

(北和ブロック：奈良市、生駒市、添上郡、山辺郡)

いこいの家訪問看護ステーション

〒630-0243 奈良県生駒市俵口町 814-1 ハイネス生駒 302
TEL 0743-70-8300

生駒市デイサービスセンター長楽 在宅介護課

〒630-0101 奈良県生駒市高山町 7287-1
TEL 0743-78-6210 FAX 0743-78-6185

生駒市立病院 リハビリテーション科

〒630-0213 奈良県生駒市東生駒 1-6-2
TEL 0743-72-1111

大倭病院 理学診療科

〒631-0042 奈良県奈良市大倭町 5-5
TEL 0742-48-1515 FAX 0742-48-1533

おかたに病院 リハビリテーション科

〒630-8141 奈良県奈良市南京終町 1-25-1
TEL 0742-63-7700 FAX 0742-63-7701

介護老人保健施設グランファミリア リハビリテーション科

〒630-0201 奈良県生駒市小明町 1130-111
TEL 0743-75-0013 FAX 0743-75-0014

- 介護老人保健施設秋篠 リハビリテーション部
〒 631-0811 奈良県奈良市秋篠町 1432-1
TEL 0742-53-3001 FAX 0742-53-3002
- 介護老人保健施設 アップル学園前
〒 631-0003 奈良県奈良市中登美ヶ丘 4-3
TEL 0742-51-2200 FAX 0742-51-2201
- 介護老人保健施設佐保の里 リハビリテーション部
〒 630-8145 奈良県奈良市八条 5-437-8
TEL 0742-30-6662 FAX 0742-30-6661
- 介護老人保健施設サンライフ奈良
〒 630-8304 奈良県奈良市南肘塚町 205-1
TEL 0742-22-1177 FAX 0742-22-1178
- 介護老人保健施設やすらぎの杜優楽
〒 630-0223 奈良県生駒市小瀬町 324-2
TEL 0743-76-3300 FAX 0743-76-3404
- 介護老人保健施設ロイヤルフェニックス
〒 630-8041 奈良県奈良市六条町 99-2
TEL 0742-35-1313 FAX 0742-35-1311
- (株)ハッピーサービスグループ ハッピーリハビリ&ナースステーション
〒 630-8043 奈良県奈良市六条 2-3-12
TEL 0742-52-8804 FAX 0742-52-8812
- (株)ルピナス リハビリ訪問看護ステーション ルピナス新大宮
〒 630-8115 奈良県奈良市大宮町 4 丁目 275 番地の 5 森村第 2 ビル 303 号室
TEL 0742-30-6585 FAX 0742-30-6586
- 関西学研医療福祉学院 理学療法学科
〒 631-0805 奈良県奈良市右京 1-1-5
TEL 0742-72-0600 FAX 0742-72-0635
- 喜多野診療所 訪問リハビリテーション
〒 630-8237 奈良県奈良市中筋町 15
TEL 0742-22-6120 FAX 0742-22-6120
- Kiyo リハビリ PROS
〒 631-0054 奈良県奈良市石木町 845-1
TEL 0742-45-2620 FAX 0742-45-2623
- 近畿大学医学部奈良病院 リハビリテーション部
〒 630-0293 奈良県生駒市乙田町 1248-1
TEL 0743-77-0880 FAX 0743-77-0901
- 倉病院 リハビリテーション科
〒 630-0256 奈良県生駒市本町 1-7
TEL 0743-73-4888 FAX 0743-74-2624

- こうあん診療所** リハビリテーション科
 〒 630-8013 奈良県奈良市三条大路 1-1-90 奈良セントラルビル 1F
 TEL 0742-32-0510 FAX 0742-32-0515
- 国立病院機構奈良医療センター** リハビリテーション科
 〒 630-8053 奈良県奈良市七条 2-789
 TEL 0742-45-4591 FAX 0742-48-3512
- 済生会奈良病院** 理学療法室
 〒 630-8145 奈良県奈良市八条 4-643
 TEL 0742-36-1881 FAX 0742-36-1880
- 済生会奈良病院** スポーツリハビリテーション部
 〒 630-8145 奈良県奈良市八条 4-643
 TEL 0742-36-1881 FAX 0742-36-1880
- さくらい悟良整形外科クリニック** リハビリテーション科
 〒 631-0022 奈良県奈良市鶴舞西町 1-16 マツヨシビル 2 階
 TEL 0742-81-9817 FAX 0742-81-9817
- 沢井病院** リハビリテーション科
 〒 630-8258 奈良県奈良市船橋町 8
 TEL 0742-23-3086 FAX 0742-23-2805
- 白庭病院** リハビリテーション科
 〒 630-0136 奈良県生駒市白庭台 6-10-1
 TEL 0743-70-0022 FAX 0743-70-0023
- 市立奈良病院** リハビリテーション室
 〒 630-8305 奈良県奈良市東紀寺町 1-50-1
 TEL 0742-24-1251 FAX 0742-22-2478
- スマイルさくらリハビリ訪問看護ステーション**
 〒 630-0142 奈良県生駒市北田原町 1132-52
 TEL 0743-79-1480 FAX 0743-79-1490
- 高の原中央病院** リハビリテーション科
 〒 631-0805 奈良県奈良市右京 1-3-3
 TEL 0742-71-1030 FAX 0742-71-7005
- 谷掛整形外科**
 〒 630-8441 奈良県奈良市神殿町 644-1
 TEL 0742-62-7577 FAX 0742-62-8261
- 都祁すずらん苑**
 〒 632-0246 奈良県奈良市都祁友田町 1437 番地
 TEL 0743-82-2822
- 東大寺福祉療育病院** リハビリテーション部
 〒 630-8211 奈良県奈良市雑司町 406-1
 TEL 0742-27-6733 FAX 0742-23-0198

登美ヶ丘リハビリテーション病院 リハビリテーション部
〒631-0003 奈良県奈良市中登美ヶ丘 6-12-2
TEL 0742-45-6800 FAX 0742-45-6801

奈良学園大学 保健医療学部
〒631-8524 奈良県奈良市中登美ヶ丘 3 丁目 15-1
TEL 0742-95-9800 FAX 0742-95-9850

奈良春日病院 リハビリテーション科
〒630-8425 奈良県奈良市鹿野園町 1212-1
TEL 0742-24-4771 FAX 0742-27-5873

奈良県総合医療センター リハビリテーション部
〒631-0846 奈良県奈良市平松 1-30-1
TEL 0742-46-6001 FAX 0742-46-6011

奈良小南病院 リハビリテーション科
〒630-8145 奈良県奈良市八条 5-437-8
TEL 0742-30-6668 FAX 0742-30-6661

奈良市保健所 健康増進課
〒630-8580 奈良県奈良市二条大路南 1-1-1
TEL 0742-34-5129 FAX 0742-34-3145

奈良西部病院
〒631-0061 奈良県奈良市三碓町 2143-1
TEL 0742-51-8700 FAX 0742-51-8500

奈良東九条病院 リハビリテーション科
〒630-8144 奈良県奈良市東九条町 752
TEL 0742-61-1118 FAX 0742-62-8707

奈良リハビリテーション専門学校 理学療法学科
〒630-0213 奈良県生駒市東生駒 1-77-3
TEL 0743-73-9861 FAX 0743-73-9862

奈良リハビリテーション病院 リハビリテーション科
〒631-0054 奈良県奈良市石木町 800
TEL 0742-93-7854

西奈良中央病院 リハビリテーション科
〒631-0022 奈良県奈良市鶴舞西町 1-15
TEL 0742-43-3333 FAX 0742-43-8607

西の京病院 リハビリテーション科
〒630-8041 奈良県奈良市六条町 102-1
TEL 0742-35-1195 FAX 0742-35-1160

西の京訪問看護ステーションかがやき
〒630-8041 奈良県奈良市六条町 99-2
TEL 0742-35-1123 FAX 0742-35-1311

阪奈中央病院 リハビリテーション科
 〒 630-0243 奈良県生駒市俵口町 741
 TEL 0743-74-8660 FAX 0743-74-8690

東生駒病院 リハビリテーション科
 〒 630-0212 奈良県生駒市辻町 4-1
 TEL 0743-75-0011 FAX 0743-74-7293

訪問看護ステーションひまわり生駒
 〒 630-0213 奈良県生駒市東生駒 1 丁目 509
 TEL 0743-85-7228

訪問看護ステーションひまわり奈良
 〒 631-0801 奈良県奈良市左京 4-6-4
 TEL 0742-70-3555 FAX 0742-70-3550

訪問看護ステーションポシブル飛鳥
 〒 630-8211 奈良県奈良市雑司町 368-2
 TEL 0742-25-2355 FAX 0742-25-2350

訪問看護ステーションるーく
 〒 630-0221 奈良県生駒市さつき台 2 丁目 451-204-102
 TEL 0743-77-7001 FAX 0743-77-7002

松倉病院 理学療法室
 〒 630-8314 奈良県奈良市川之上突抜町 15
 TEL 0742-26-6941 FAX 0742-26-2000

やました医院
 〒 630-0135 奈良県生駒市南田原町 1039
 TEL 0743-71-8234 FAX 0743-71-8233

吉田病院 リハビリテーション科
 〒 631-0818 奈良県奈良市西大寺赤田町 1-7-1
 TEL 0742-45-4601 FAX 0742-45-5959

ライフケア創合研究所 いこいの家ケアセンター
 〒 630-0243 奈良県生駒市俵口町 814-1 ハイネス生駒 302 号
 TEL 0743-70-8300 FAX 0743-70-8306

リハビリデイサービスルピナス
 〒 630-8325 奈良県奈良市西木辻町 200-58
 TEL 0742-25-5070

リハビリ特化型デイサービス エリクシール
 〒 630-0131 奈良県生駒市上町 4137
 TEL 0743-70-0070 FAX 0743-70-0078

リハビリ訪問看護ステーションルピナス
 〒 630-8115 奈良県奈良市大宮町 4-275-1 森村第 3 ビル 201
 TEL 0742-30-6585 FAX 0742-30-6586

(中和ブロック：大和郡山市、天理市、香芝市、生駒郡、北葛城郡、磯城郡)

池田整形外科 リハビリテーション科
〒636-0316 奈良県磯城郡田原本町室町213
TEL 0744-33-1566 FAX 0744-33-6877

石崎整形外科・内科 通所リハビリテーション
〒636-0123 奈良県生駒郡斑鳩町興留5丁目10番28号
TEL 0745-75-5258

エール訪問看護リハビリステーション
〒636-0246 奈良県磯城郡田原本町千代373-1
TEL 0744-46-9651 FAX 0744-46-9652

介護老人保健施設ウエルケア悠 リハビリテーション部
〒639-1028 奈良県大和郡山市田中町728番地
TEL 0743-55-0210

介護老人保健施設オークピア鹿芝 リハビリテーション室
〒639-0252 奈良県香芝市穴虫885-1
TEL 0745-71-3588 FAX 0745-78-2356

介護老人保健施設かぐやの里 リハビリテーション課
〒635-0823 奈良県北葛城郡広陵町三吉1799-1
TEL 0745-58-2223 FAX 0745-58-2224

介護老人保健施設グランディまきば リハビリテーション部
〒639-0214 奈良県北葛城郡上牧町上牧899-7
TEL 0745-76-3450 FAX 0745-76-3422

介護老人保健施設幸寿苑 リハビリテーション部
〒639-1016 奈良県大和郡山市城南町2-13
TEL 0743-54-5011 FAX 0743-54-5021

介護老人保健施設ピュアネス藍
〒639-1136 奈良県大和郡山市本庄町1-5
TEL 0743-56-8001 FAX 0743-56-9076

介護老人保健施設もののみの郷 機能訓練室
〒636-0831 奈良県生駒郡三郷町信貴山東4-10
TEL 0745-34-0701 FAX 0745-34-0715

介護老人保健施設ユートピアゆり
〒639-0214 奈良県北葛城郡上牧町上牧薬師山4244
TEL 0745-43-6273

介護老人保健施設若草園
〒639-1062 奈良県生駒郡安堵町岡崎58
TEL 0743-57-5535 FAX 0743-57-5536

香芝旭ヶ丘病院 〒 639-0265	リハビリテーション科 奈良県香芝市上中 839	TEL 0745-77-8101	FAX 0745-78-4588
香芝生喜病院 〒 639-0252	リハビリテーション科 奈良県香芝市穴虫 3300-3	TEL 0745-71-3113	
片桐民主診療所 〒 639-1054	デイケア 奈良県大和郡山市新町 305-92	TEL 0743-53-7550	FAX 0743-53-7901
(株) THYME 〒 639-1042	訪問看護ステーションたいむ 奈良県大和郡山市小泉町 2733-2	TEL 0743-85-6776	FAX 0743-87-9299
河合診療所 〒 636-0054	訪問リハビリテーション 奈良県北葛城郡河合町穴闇 81-1	TEL 0745-57-0212	FAX 0745-57-1033
畿央大学健康科学部 〒 635-0832	理学療法学科 奈良県北葛城郡広陵町馬見中 4-2-2	TEL 0745-54-1601	FAX 0745-54-1600
畿央大学大学院 〒 635-0832	健康科学研究科 奈良県北葛城郡広陵町馬見中 4-2-2	TEL 0745-54-1601	
恵王病院 〒 636-0002	奈良県北葛城郡王寺町王寺 2-10-18	TEL 0745-72-3101	FAX 0745-32-8146
郡山青藍病院 〒 639-1136	リハビリテーション室 奈良県大和郡山市本庄町 1-1	TEL 0743-56-8000	FAX 0743-59-0022
国保中央病院 〒 636-0302	リハビリテーション室 奈良県磯城郡田原本町宮古 404-1	TEL 0744-32-8800	FAX 0744-32-8811
JCHO 大和郡山病院 〒 639-1013	リハビリテーション科 奈良県大和郡山市朝日町 1-62	TEL 0743-53-1111	FAX 0743-55-2252
高井病院 〒 632-0006	リハビリテーション室 奈良県天理市蔵之庄町 470-8	TEL 0743-65-0372	FAX 0743-65-5616
高宮病院 〒 632-0052	理学療法科 奈良県天理市柳本町 1102	TEL 0743-67-1605	FAX 0743-67-0323

田北病院 理学療法室
 〒 639-1016 奈良県大和郡山市城南町 2-13
 TEL 0743-54-0112 FAX 0743-54-0118

たなかクリニック 訪問部
 〒 636-0933 奈良県生駒郡平群町下垣内 124 番地
 TEL 0745-44-9841 FAX 0745-45-1916

田原本町社会福祉協議会 地域包括支援センター
 〒 636-0247 奈良県磯城郡田原本町阪手 336-1
 TEL 0744-34-2104 FAX 0744-34-7305

通所リハビリテーションだいち
 〒 639-1115 奈良県大和郡山市横田町 708-3
 TEL 0743-59-5761 FAX 0743-59-5762

通所リハビリテーションぬくもり
 〒 639-0231 奈良県香芝市下田西 2-7-61
 TEL 0745-71-1177 FAX 0745-71-1180

デイサービスそらまめ星和台
 〒 636-0081 奈良県北葛城郡河合町星和台 2-1-20
 TEL 0745-43-6671 FAX 0745-43-6672

天理よろづ相談所病院 リハビリセンター
 〒 632-8552 奈良県天理市三島町 200
 TEL 0743-63-5611 FAX 0743-63-1530

天理よろづ相談所病院白川分院 リハビリテーションセンター
 〒 632-0003 奈良県天理市岩屋町 604
 TEL 0743-61-0118 FAX 0743-61-0203

特別養護老人ホームあすなら苑 安心ケアシステム
 〒 639-1126 奈良県大和郡山市宮堂町 160-7
 TEL 0743-57-1165

特別養護老人ホームてんとう虫
 〒 636-0021 奈良県北葛城郡王寺町畠田 8-1507
 TEL 0745-34-0980

特別養護老人ホーム福住光明苑 リハビリテーション科
 〒 632-0122 奈良県天理市福住町 6328 番地
 TEL 0743-68-6500 FAX 0743-68-6501

永野整形外科クリニック
 〒 639-0266 奈良県香芝市旭ヶ丘 4-2-1
 TEL 0745-77-2121 FAX 0745-77-2129

奈良県西和医療センター リハビリテーション部
 〒 636-0802 奈良県生駒郡三郷町三室 1-14-16
 TEL 0745-32-0505 FAX 0745-32-0517

- 奈良県総合リハビリテーションセンター**
 〒 636-0393 奈良県磯城郡田原本町大字多 722
 TEL 0744-32-0200 FAX 0744-32-0208
- 奈良厚生会病院** リハビリテーション科
 〒 639-1039 奈良県大和郡山市椎木町 769-3
 TEL 0743-56-5678 FAX 0743-56-8555
- 奈良東病院** リハビリテーション科
 〒 632-0001 奈良県天理市中之庄町 470
 TEL 0743-65-1771 FAX 0743-65-4157
- 奈良ベテルホーム** 事務課医療技術係
 〒 636-0071 奈良県北葛城郡河合町高塚台 1-8-1
 TEL 0745-33-2222 FAX 0745-33-2223
- 奈良友誼会病院** リハビリテーション科
 〒 639-0212 奈良県北葛城郡上牧町服部台 5-2-1
 TEL 0745-78-3588 FAX 0745-76-8156
- 西大和リハビリテーション病院** リハビリテーション科
 〒 639-0218 奈良県北葛城郡上牧町ささゆり台 3丁目 2-2
 TEL 0745-71-6688 FAX 0745-71-1111
- ぬくもりグループ香芝**
 〒 639-0231 奈良県香芝市下田西 2-7-61
 TEL 0745-78-6530
- 白鳳短期大学** 総合人間学科リハビリテーション学専攻
 〒 636-0011 奈良県北葛城郡王寺町葛下 1-7-17
 TEL 0745-32-7890 FAX 0745-32-7870
- 服部記念病院** リハビリテーション科
 〒 639-0214 奈良県北葛城郡上牧町上牧 4244
 TEL 0745-77-1333 FAX 0745-77-1340
- ひろ整形外科クリニック** リハビリテーション科
 〒 639-0266 奈良県香芝市旭ヶ丘 2-30-1
 TEL 0745-51-5888 FAX 0745-70-5885
- 藤村病院** リハビリテーション科
 〒 639-1160 奈良県大和郡山市北郡山町 104-3
 TEL 0743-53-2001
- 平成記念病院** リハビリあ・える田原本
 〒 636-0311 奈良県磯城郡田原本町八尾 582-1
 TEL 0744-33-0222 FAX 0744-33-0211
- 訪問看護ステーションひまわりⅡ**
 〒 632-0015 奈良県天理市三島町 125-1
 TEL 0743-62-3334

訪問看護ひまわりⅡ

〒 632-0018 奈良県天理市別所町 241-4
TEL 0743-62-3334

ポシブル大和郡山

〒 639-1042 奈良県大和郡山市小泉町 2849
TEL 0743-58-1100 FAX 0743-58-1115

宮城医院

リハビリテーション科
〒 632-0034 奈良県天理市丹波市町 302
TEL 0743-63-1114

大和園王寺デイサービスセンター リハビリ

〒 636-0011 奈良県北葛城郡王寺町葛下 161-1
TEL 0745-72-8580

大和園デイサービスセンター広陵温泉

〒 635-0823 奈良県北葛城郡広陵町三吉 173 番 -1
TEL 0745-55-1126

やわらぎクリニック リハビリテーション科

〒 636-0822 奈良県生駒郡三郷町立野南 2-8-12
TEL 0745-31-6611 FAX 0745-31-6622

リハビリトゥモロー香芝

〒 639-0245 奈良県香芝市畑 2-812-1
TEL 0745-78-7311 FAX 0745-78-7312

(南和ブロック：桜井市、橿原市、大和高田市、葛城市、御所市、
宇陀市、五條市、宇陀郡、高市郡、吉野郡)

- 秋津鴻池病院 リハビリテーション部
〒639-2273 奈良県御所市池之内 1064
TEL 0745-63-0601 FAX 0745-62-1092
- 医療法人桂会 平尾病院
〒634-0076 奈良県橿原市兵部町 6-28
TEL 0744-24-4700 FAX 0744-25-4672
- 植田医院
〒633-0001 奈良県桜井市三輪 496-1
TEL 0744-42-6107 FAX 0744-42-5613
- 潮田病院 リハビリテーション科
〒639-3111 奈良県吉野郡吉野町上市 2135
TEL 0746-32-3381
- 宇陀市立病院 リハビリテーション科
〒633-0298 奈良県宇陀市榛原区萩原 815
TEL 0745-82-0381 FAX 0745-82-0654
- 介護老人福祉施設友喜苑
〒637-0014 奈良県五條市住川町 1165-4
TEL 0747-26-5577 FAX 0747-26-5588
- 介護老人保健施設ケアステージみみなし
〒634-0003 奈良県橿原市常盤町 158-1
TEL 0744-21-2001 FAX 0744-21-2002
- 介護老人保健施設光陽 リハビリテーション部
〒635-0051 奈良県大和高田市根成柿 321-1
TEL 0745-53-1115 FAX 0745-53-1116
- 介護老人保健施設鷺栖の里 リハビリテーション課
〒634-0074 奈良県橿原市四分町 85-1
TEL 0744-21-1600 FAX 0744-21-1616
- 介護老人保健施設シルバーケアまほろば 施設相談課
〒633-0054 奈良県桜井市阿部 323
TEL 0744-46-1311
- 介護老人保健施設そよ風荘 リハビリ室
〒638-0001 奈良県吉野郡下市町阿知賀 621-1
TEL 0747-52-2781 FAX 0747-53-2066
- 介護老人保健施設であほうむ吉野 機能訓練室
〒638-0853 奈良県吉野郡大淀町矢走 666-6
TEL 0747-54-3388 FAX 0747-54-3318

- 介護老人保険施設ぬくもり葛城 リハビリ
〒639-2103 奈良県葛城市西室 150-8
TEL 0745-69-8100
- 介護老人保健施設花櫃 リハビリ室
〒634-0828 奈良県橿原市古川町 395-1
TEL 0744-26-1371 FAX 0744-26-1372
- 介護老人保健施設まきむく草庵 リハビリテーション部
〒633-0081 奈良県桜井市草川 58 番地
TEL 0744-45-1502 FAX 0744-45-1361
- 介護老人保健施設万葉テラス リハビリ室
〒634-0832 奈良県橿原市五井町 247
TEL 0744-26-2288 FAX 0744-26-2277
- 介護老人保健施設大和三山 リハビリテーション科
〒634-0012 奈良県橿原市膳夫町 477-17
TEL 0744-23-6688
- 介護老人保健施設やまのベググリーンヒルズ リハビリテーション部
〒633-0087 奈良県桜井市大豆越 104-1
TEL 0744-45-5960 FAX 0744-45-5961
- 介護老人保健施設ルポゼまきの リハビリテーション部
〒637-0077 奈良県五條市大沢町 9-8
TEL 0747-24-0033 FAX 0747-22-7707
- 介護老人保健施設ルポゼまきの 在宅部 通所リハビリテーション
〒637-0077 奈良県五條市大沢町 9-8
TEL 0747-24-0033 FAX 0747-22-7707
- 介護老人保健施設ローズ 理学療法士
〒637-0071 奈良県五條市二見 5-3-64
TEL 0747-22-5200 FAX 0747-22-5201
- 橿原市子ども総合支援センター 子ども療育課（かしの木園）
〒634-0051 奈良県橿原市白櫃町 8-19-1
TEL 0744-27-8585 FAX 0744-27-8411
- 橿原リハビリテーション病院 リハビリテーション科
〒634-0032 奈良県橿原市田中町 104-1
TEL 0744-25-1251 FAX 0744-20-2071
- 共和リハビリテーション診療所 リハビリテーション科
〒633-0091 奈良県桜井市桜井 267-1
TEL 0744-45-5688 FAX 0744-46-1358
- 済生会御所病院 リハビリテーション科
〒639-2306 奈良県御所市三室 20
TEL 0745-62-3585 FAX 0745-63-2335

済生会中和病院 リハビリテーション科
 〒 633-0054 奈良県桜井市阿部 323
 TEL 0744-43-5001 FAX 0744-42-4430

さかもとクリニック 通所リハビリテーション
 〒 634-0004 奈良県橿原市木原町 26-1
 TEL 0744-20-2222 FAX 0744-20-2277

隅田クラブ訪問看護ステーション リハビリテーション部
 〒 637-0004 奈良県五條市今井 4-1-1
 TEL 0747-26-2100 FAX 0747-26-2801

辻村病院
 〒 633-2221 奈良県宇陀市菟田野区松井 7-1
 TEL 0745-84-2133 FAX 0745-84-2864

土庫病院 リハビリテーション科
 〒 635-0022 奈良県大和高田市日之出町 12-3
 TEL 0745-53-5471 FAX 0745-22-0517

中井記念病院 理学療法科
 〒 635-0051 奈良県大和高田市根成柿 151-1
 TEL 0745-21-1100 FAX 0745-21-1101

奈良県立医科大学 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学
 〒 634-8521 奈良県橿原市四条町 840
 TEL 0744-29-8887

奈良県立医科大学附属病院 医療技術センターリハビリテーション係
 〒 634-8522 奈良県橿原市四条町 840
 TEL 0744-22-3051 FAX 0744-22-4121

南和広域医療企業団 五條病院 リハビリテーション室
 〒 637-8511 奈良県五條市野原西 5-2-59
 TEL 0747-22-1112 FAX 0747-25-2860

南和広域医療企業団 吉野病院 診療支援部
 〒 639-3114 奈良県吉野郡吉野町丹治 130-1
 TEL 0746-32-4321 FAX 0746-32-5512

南和病院 リハビリテーション科
 〒 638-0833 奈良県吉野郡大淀町福神 1-181
 TEL 0747-54-5800 FAX 0747-53-0399

平成記念病院 リハビリテーション科
 〒 634-0813 奈良県橿原市四条町 827
 TEL 0744-29-3300 FAX 0744-29-3311

平成記念病院 リハビリあ・える神宮前
 〒 634-0074 奈良県橿原市四分町 85-1 鷺栖の里内 1 階
 TEL 0744-47-3670 FAX 0744-47-3671

平成まほろば病院 リハビリテーション科
 〒 634-0074 奈良県橿原市四分町 82-1
 TEL 0744-21-7200 FAX 0744-21-7222

訪問看護ステーションかしの木 訪問リハビリテーション
 〒 634-0004 奈良県橿原市木原町 90-3
 TEL 0744-20-2299 FAX 0744-20-2550

訪問看護ステーション人楽
 〒 635-0026 奈良県大和高田市神楽 254-3
 TEL 0745-44-0026

訪問看護ステーションひゅっぐりー
 〒 633-0003 奈良県桜井市朝倉台東 2-538-101
 TEL 0744-48-3375

訪問看護ステーションみそら
 〒 634-0804 奈良県橿原市内膳町 4-43-6
 TEL 0744-29-6671 FAX 0744-29-6672

南奈良総合医療センター リハビリテーション科
 〒 638-8551 奈良県吉野郡大淀町福神 8 番 1
 TEL 0747-54-5000 FAX 0747-54-5020

大和橿原病院 リハビリテーション科
 〒 634-0045 奈良県橿原市石川町 81
 TEL 0744-27-1071 FAX 0744-27-4609

大和高田市立病院 リハビリテーション科
 〒 635-0094 奈良県大和高田市磯野北町 1-1
 TEL 0745-53-2901 FAX 0745-53-2908

山の辺病院 リハビリテーション科
 〒 633-0081 奈良県桜井市草川 60
 TEL 0744-45-1199 FAX 0744-42-1320

ユーター訪問看護ステーション
 〒 634-0007 奈良県橿原市葛本町 220-6
 TEL 0744-20-3353 FAX 0744-20-3354

吉本整形外科・外科病院 リハビリテーション部
 〒 635-0075 奈良県大和高田市野口 136
 TEL 0745-53-3352 FAX 0745-53-3351

リハビリあ・える 訓練課
 〒 634-0007 奈良県橿原市葛本町 299-1
 TEL 0744-21-8080 FAX 0744-21-8877

リハビリトゥモロー
 〒 635-0076 奈良県大和高田市大谷 355-2-102
 TEL 0745-23-3113 FAX 0745-23-3113

リハビリ訪問看護ステーションやまと

〒 634-0004 奈良県橿原市木原町 154-59

TEL 0744-24-8600 FAX 0744-24-8602

老人保健施設 ふれあい リハビリ室

〒 635-0022 奈良県大和高田市日之出町 13-15

TEL 0745-23-5530 FAX 0745-23-5376

(賛助会員)

五十音順

株式会社 イカリトンボ

〒 636-0152 奈良県生駒郡斑鳩町竜田 3 丁目 2-46

TEL 0745-75-2028

株式会社 大床義肢

〒 639-1045 奈良県大和郡山市小林町西 1 丁目 4-7

TEL 0743-56-8944

株式会社 奈良義肢

〒 630-8435 奈良県奈良市西九条町 3-2-23

TEL 0742-62-7979

株式会社 富金原義肢

〒 571-0039 大阪府門真市速見町 13-17

TEL 06-6909-6528

川村義肢 株式会社

〒 574-0064 大阪府大東市御領 1-12-1

TEL 072-875-8020

有限会社 ウィンド

〒 604-0962 京都市中京区夷川通御幸町西入達磨町 588-1

TEL 075-257-8184

有限会社 関西義肢製作所

〒 571-0048 大阪府門真市新橋町 29-1

TEL 06-6908-0911

有限会社 ツザキ・ケア・ブレイス

〒 636-0347 奈良県磯城郡田原本町新木 1-141

TEL 0744-33-3678

山一 株式会社

〒 550-0001 大阪市西区土佐堀 1-4-11 金鳥土佐堀ビル 5 階

TEL 06-6447-5943

memo

(公社) 奈良県理学療法士協会
役員・部員・委員名簿



公益社団法人奈良県理学療法士協会 2017年度 役員・部員・委員名簿

会 長 (代表理事)	石橋 睦仁	(高の原中央病院)
副 会 長 (業務執行理事)	増田 崇	(奈良県総合医療センター)
副 会 長 (業務執行理事)	西田 宗幹	(秋津鴻池病院)
理 事	松村 明子	(介護老人保健施設ロイヤルフェニックス)
理 事	田平 一行	(畿央大学健康科学部)
理 事	中村 貴信	(介護老人保健施設ウエルケア悠)
理 事	北村 哲郎	(奈良県立医科大学附属病院)
理 事	徳久 謙太郎	(西大和リハビリテーション病院)
理 事	和田 善行	(平成記念病院)
監 事	門脇 明仁	(吉田病院)
監 事	中俣 悦雄	(済生会御所病院)
(各局・各部)		
事務局長	増田 崇	(奈良県総合医療センター)
総務部	中野 昌之	(南和病院)
会員管理部	吉田 陽亮	(奈良県西和医療センター)
財務部	布上 芳雄	(橿原市子ども総合支援センター)
福利厚生部	細川 彰子	(済生会中和病院)
社会局長	西田 宗幹	(秋津鴻池病院)
医療保険部	江村 修二	(高井病院)
介護保険部	堀 義範	(訪問看護ステーションかしの木)
社会福祉部	榮崎 彰秀	(さくらい悟良整形外科クリニック)
理学療法啓発部	岡本 敦	(天理よろづ相談所病院)
学術局長	田平 一行	(畿央大学健康科学部)
研修部	中村 洋貴	(高井病院)
生涯学習部	中村 潤二	(西大和リハビリテーション病院)
学術誌部	岡田 洋平	(畿央大学健康科学部)
広報局長	松村 明子	(介護老人保健施設ロイヤルフェニックス)
会誌部	鴨川 浩二	(南奈良総合医療センター)
ホームページ管理部	赤松 眞吾	(奈良リハビリテーション専門学校)
(各委員会)		
選挙管理委員会	和田 祥武	(高の原中央病院)
第 27 回奈良学会準備委員会 学会長	岡本 敦	(天理よろづ相談所病院)
準備委員会	岩田 健二	(西奈良中央病院)
第 28 回奈良学会準備委員会 学会長	福本 貴彦	(畿央大学健康科学部)
準備委員会	岡田 洋平	(畿央大学健康科学部)
表彰審査委員会	堀口 元司	(南奈良総合医療センター)
新人研修委員会	和田 善行	(平成記念病院)
専門領域委員会	田平 一行	(畿央大学健康科学部)
ブロック活動推進委員会	藤川 和仁	(大和橿原病院)
スポーツメディカルサポート委員会	福本 貴彦	(畿央大学健康科学部)
地域包括ケアシステム推進委員会	徳久 謙太郎	(西大和リハビリテーション病院)
政策委員会	尾崎 文彦	(東大寺福祉療育病院)
スクールトレーナ推進委員会	福本 貴彦	(畿央大学健康科学部)
災害対策委員会	西田 宗幹	(秋津鴻池病院)
管理者ネットワーク推進委員会	石橋 睦仁	(高の原中央病院)



編集後記

照り付ける日差しが一層厳しく感じる今日この頃ですが、会員の皆様にお変わりありませんでしょうか？

今年は掲載記事にもありますように長年、奈良県理学療法士協会の発展に御尽力頂きました先生の定年退職であります。夏の高校野球も100回を迎えようとしており、我々会誌部もこれまでの伝統を継承しつつ皆様の新しい視点からのご意見・ご要望を取り入れながら50号、100号を目指し、更なる奈良県理学療法士協会の発展に寄与できるよう全力で取り組みたいと思います。

最後になりましたが、今号の編集に際しご協力頂きました皆様に心より感謝申し上げます。そして長年奈良県理学療法士協会の発展に御尽力頂きました下出先生に厚くお礼申し上げます。また会員の皆様の益々のご活躍を祈念し編集後記とさせていただきます。

公益社団法人

奈良県理学療法士協会 会誌部 部長 鴨川 浩二
部員 堀口 元司
半田 学良
北川 翔太
福岡 弘崇

編集発行 広報局 会誌部

南奈良総合医療センター リハビリテーション部

事務局 〒631-0846 奈良市平松1丁目30-1

地方独立行政法人奈良県病院機構

奈良県総合医療センター リハビリテーション部

発行日 2018年8月吉日

非売品